

ラタナコーシン朝前期における大臣の変遷

——官歴を主な手がかりとして——

川 口 洋 史

はじめに

ラタナコーシン朝前期（1782-1873年）におけるシャム（タイ）の政治史の特徴のひとつは、ブンナーク家の権勢拡大の過程であると理解されてきた。ブンナーク家とは17世紀にアユタヤーに來航したペルシア人シャイフ・アフマドを遠祖とする一族である¹。同家はアユタヤー時代と同じくラタナコーシン朝でも高官を輩出した。

そのような歴史を描いたのは、当該期における6省（民部省 กรมมหาดไทย、兵部省 กรมพระกลาโหม、大蔵・港務省 กรมพระคลัง-กรมท่า、首都省 กรมพระนครบาล、宮内省 กรมวัง、農務省 กรมนา）の歴代大臣の出自を調べ上げたワイアットであった。氏によれば、ブンナークは一世王の正妃の妹ヌアンを娶っていたことをきっかけに兵部大臣に就任した。これがブンナークに始まる一族、いわゆるブンナーク家が台頭した端緒であった。ブンナークの子ディットは二世王時代に大蔵・港務大臣に就任し、三世王時代には兵部大臣をも兼ねた。以後、兵部と大蔵・港務の両大臣は五世王時代前期までブンナーク家によって独占された。五世王が成人に達していない1868年から73年までディットの子チュアンが摂政を務め、王に代わって国政を執った。このときブンナーク家の権勢は王家を凌いだと言う（図1も参照）。

その権勢の背景には、同家が王家や他の有力家系と結んでいた姻戚関係があった。ワイアットは姻戚関係に基づいてブンナーク家が要職を独占した政治形態を門閥政治（family politics）と呼んだ [Wyatt 1994 (1968)]。このような理解は、19世紀後半から20世紀初頭のシャム近代政治史を理解するうえでの前提とされている [玉田1996]。

かかる政治史像が受け入れられた理由のひとつに、それが19世紀における国際環境とうまく合致したことが挙げられる。ピヤナートは、ブンナーク家の権力の源泉として姻戚関係のほか、同家がいよいよ喫緊の課題となってきた西洋列強との交渉に深く関与したことを指摘する [ปิยนาด 1977: 109-128, 168-194, 261-262]。もっぱら列強との関係から、19世紀のシャムを理

¹ ただし、祖先がシャイフ・アフマドであることをブンナーク家が強調するようになるのは19世紀半ばに編纂された『ブンナーク家始祖録 (จดหมายเหตุประอมวงศ์สกุลขุนนาค)』以後である。その文献も、いまだイスラーム教シーア派を奉じていた遠縁（18世紀半ばにブンナークの祖父にあたるチャイが上座部仏教に改宗していた [จุฬิศพงศ 2007: 243-253]）から記録を借りて成立したものである [川口2013: 61注6]。

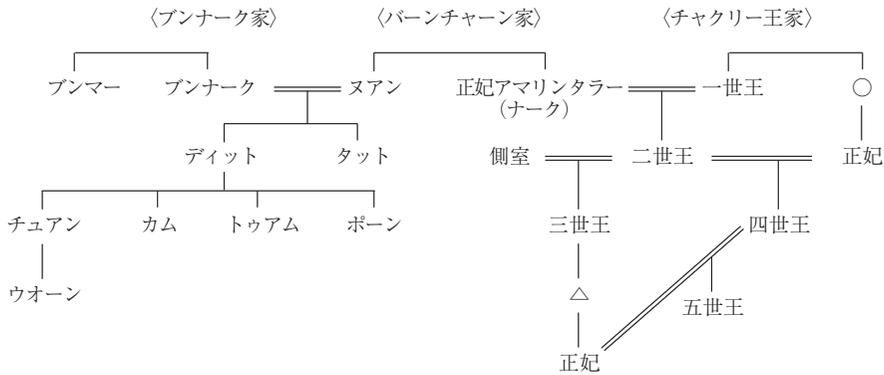


図1 チャクリー王家とブンナーク家の系図

* ○：女性、△：男性。

* 出典：RSRWC、*ขมรมสายสกุลขุนนาถ* [1999ab] から筆者作成。

解しようとするならば、同家を歴史のなかに位置づけるのは容易であった²。

とはいえ、ワイアットの門閥政治論が十全であるわけではない。当該期の半数以上の大臣たちはブンナーク家とは関係がなく、彼らをどう理解すればよいのかはなお課題として残されている。そのことはすでにウィルソンが注意を喚起しているが、氏が留意すべきとしたのは、ブンナーク家以外の家系からも大臣が出ていたことであった [Wilson 2005]。その点において、氏の博士論文 [Wilson 1970] がそうであったように、門閥政治論の枠組みのなかで政治史を理解しようとしていることに変わりはない。

もうひとつ問題なのは史料である。ワイアットは主に19世紀末から20世紀にかけて編纂された系譜史料を用いた。しかしそれらをもってしても家族関係がわからない大臣も少なくない。くわえて、多くの場合、それらは家系を顕彰する史料であるため、潤色されている可能性は否定できない。系譜史料同士を突き合わせると、矛盾点が浮かび上がることもある。

それだけにとどまらず、系譜史料についてより根本的な問題を指摘したのが小泉 [2006 (2001); 2006 (2002)] である。すなわち、それらの系譜は20世紀初頭に法によって実現が目指された、男系を基幹とする系譜観・家族観をもとに編纂されたものであって、それ以前の家族観とは異なっていたと言う。そうであるならば婚姻関係から政治史を議論するには、当時の家族姻戚のありようを復元したうえでなければならない。

一方で、家系についてなにもわからない大臣たちも少なくない以上、彼らをも包含し得る、より多面的な政治史の構築を目指すならば、他の要素をも考慮に入れる必要がある。

² そのほか統治制度史研究からも、同家の権勢が説明された。Akin [1969: 136-154] は、王朝初期には堅固であった人民支配が、時代とともに弛緩し、人民が王権の支配から有力者の庇護下に逃げ込んだことがブンナーク家の権力を拡大させた主張する。ただし、チャオプラヤー・シースリヤウォン(チュアン)でさえ、その従属民は203名であり、その数は標準の域を出ない [Wilson 1994: 6, 10]。

もとより王朝前期の官僚たちに関する情報は乏しい。多くの場合、本名もわからない³。出身地もまず不明。収入に関する具体的な史料もほとんどない。そのようななかにあつて、どのような官職を経てから大臣に就任したのか、といった官歴についてはそれなりに知ることができる。キャリア・パターンの分析が政治史研究にとって有効であるのは言を俟たない。さらにそれは家系のわからぬ大臣をもある程度カバーし得る。

そこで本稿は、ラタナコーシン朝前期の政権を構成した大臣たちの変遷について、その官歴を主な手がかりとして再検討を行う。はたして当該期の政治史は、親族姻戚関係を見ておけば、すべて説明がつくのであろうか。ブンナーク家による一貫した権勢拡大と理解しておけば、それで十分なのだろうか。大臣たちの官歴を検討して、なおもそうと言えればそれでよし。しかしそうでなければ、それを別の視点から説明する必要があるだろう。かかる作業によって、王朝前期政治史の理解をより豊かにすることこそ、本稿の目指すところである。

翻って、筆者はこれまで、主に三世王・四世王時代の王朝政府において文書がどのように処理されていたのかを検討してきた[川口2006; 2010]。それはいわば「どのように」政治行政を運営していたのか、という研究であった。これらに「誰が」を論じる本稿を合わせれば、王朝前期の政治構造——素朴に言えば、誰がどのように政治行政を執り行っていたのか——の解明に近づき得るはずである。

なお、本稿の目的ゆえに多くの官僚を挙げざるを得ない。史料上、彼らは位階・欽賜名で記されている。位階と欽賜名については註3を参照されたい。行論のなかでは名・姓によって彼らと呼ぶこともある。19世紀以前の人名に姓を付すのはアナクロニズムなのだが、読者の便宜のためにそうしている。

1 大臣の官歴

(1) 史料

議論に先立って、まずは大臣の官歴をまとめなければならない。ここではそのための史料について触れておく。

一世王時代については、1782年に官僚たちが一世王に、建国に功績があった臣下に官職の

3 一度官途につくと、官吏は位階と欽賜名(役職ごとに用意された名)で呼ばれ、本名が史料に記されるのは稀である。そのため、やや卑近な言い方をすれば、史料に見える官吏たちは着ぐるみの群れのようにあり、その中身が誰なのか、いつ中身が入れ替わったのかは多くの場合わからない。

なお、位階については、基本的上からソムデットチャオブラヤー、チャオブラヤー、ブラヤー、ブラ、ルアン、クン、ムーンである。位階に欽賜名が続く。たとえば、ブラヤー・シーサハテープであれば「ブラヤー」が位階、「シーサハテープ」が欽賜名である。ただし上記以外の位階もあった。

また多くの場合、『三印法典』所収「文官位階田法 (พระไอยการตำแหน่งนาพลเรือน)」[武官・地方国位階田法 (พระไอยการตำแหน่งนาทหารหัวเมือง)] [KTSD, vol. 1: 219-327] によって、欽賜名から所属部局と官職を割り出すことができる。Ishii, et al. [1974] はそれに役立つ工具書である。

任命を推薦した文書として「小暦1144年（1782）における王族および官僚の叙任に関する協議書写し」がある。その一写本[NL. CMH. R. I. C.S. 1144, no. 1]をもとにテキストの翻刻と訳註を提示したのが川口[2015a]であり、以下「協議書」と略す。この史料では王族6名、官僚73名の任命・昇進が推薦されている。これらの官僚を「建国の功臣」と呼ぶ。

このような一次史料がもっとも信頼できるのは言うまでもないのだが、「協議書」を除くと、文書史料は官僚の任命や在任期間について断片的なことしか示さない。したがって、『ラタナコーシン朝年代記』[PRPR1-4]から、任命・昇進の記事を拾い集めていくのが基本的な作業となる。これは五世王の依頼によってチャオプラヤー・ティッパーコーラウォン（カム・ブンナーク）が編纂し、1869年に王に献上したのち、王が修正を加えさせて成立した王朝の正史である。

ティッパーコーラウォンはまた、6部局の歴代の大臣をまとめた『歴代大臣（ลำดับเสนาบดี）』なる書物を著したとされる。おそらく年代記を編纂した際の副産物であろう。これは後述する『ラタナコーシン朝におけるチャオプラヤーの任命』に引用されているが、公刊されていない。ここではその一写本である『ラタナコーシン朝歴代大臣 一世王期-四世王期（ลำดับเสนาบดีกรุงรัตนโกสินทร์ ตั้งแต่ ร.๑-ร.๔）』[NL. CMH. R. I. C.S. 1144, no. 9]を利用し、LSKRと略記する⁴。

似たような文献として、在野の知識人クラブが1918年に上梓した『ラタナコーシン朝における6局ないし省の宰相、四柱大臣ないし長官および大臣代理の官職位階についての歴代順略歴』[PY]がある。1782年から1918年までの大臣がまとめられている。ティッパーコーラウォンとは別人の手になるという点で貴重である。

ただし、この両文献は大臣の経歴を詳しく記しているわけではない。その点で、ソンモート親王とダムロン親王が、チャオプラヤーの位に登った官僚たちの経歴を略記した『ラタナコーシン朝におけるチャオプラヤーの任命』[RTCP]（1918年初版）が役に立つ。刊本は複数あるが、本稿では2003年の芸術局本を用いる。同本は綿密な考証を註記しており、筆者もそれに助けられたところが多い。

その他、20世紀に編纂された系譜史料を若干参照するほか、ワイアットによる大臣の一覧も批判的に利用する。また、19世紀後半に王族が大臣に就任するようになるが、彼らについては主にバンチュートの『チャクリー王統譜』[RSRWC]に依拠した。しかし、以上の諸文献によってもなお不明な点は残るし、史料に残らなかった経歴もあるだろう。読者諸賢の御批正を請う次第である。

4 ただし、筆者が利用できたのは、写本原本ではなく、国立図書館員がタイプライターで転写したものである。また、この写本はティッパーコーラウォンの死後の大臣にも言及しているため、後代に増広されたものである。手を加えたものは不明だが、彼に子がないことを揶揄する文言が見えることが手がかりになろうか。また『ラタナコーシン朝におけるチャオプラヤーの任命』に見える引用とも異なる記述も少なくない。写本系統の研究は今後の課題である。

(2) 大臣の官歴一覧

凡例

1. 大臣とは6省の長、または大臣が任命されていない時期におけるその代理を指す。副王に属する6省の長は含まない。
2. 対象とする時代はWyatt [1994(1968)] に合わせるため、1782年から、6省制が再編される1892年までである。
3. 大臣に任命された治世ごとに区分を設け、任命された順に通し番号を振る。それに続けて名・姓(生没年)を記す。ただし王族は基本的に本名ではなく欽賜名で記す。
4. 生没年に続く記号は以下の通り。★:「協議書」に見える建国の功臣。(★):PRPRIのみに見える建国の功臣。☆:★の子孫。●:ブンナーク家。○:ブンナーク家の姻戚。●と○はWyatt [1994(1968)] に基づく。
5. 基本的に、〈位階・欽賜名(官職、在任期間) →位階・欽賜名(官職、在任期間)〉というように任命・昇進のプロセスを記す。ただし王族の位階の昇進は省略した。
6. 典拠と考証はすべて註に記す。

大臣の官歴一覧

○一世王時代(1782-1809年)

1 ソン・ソンティラット(1735-1805/6年) ★

プラ(ルアン)・アッカストーン(民部省書記官 เสมียนตรารกรมมหาดไท) →チャオプラヤー・チャクリー(一世王)の旧臣(เจ้าหลวงเดิม)⁵ →チャオプラヤー・ラタナーピピット(民部大臣 สมุหนายก、1782-1805/6年)⁶

2 プリー(?-1792年) ★○

プラヤー・ペチャブーン(ペチャブーン国主 เจ้าเมือง) →チャオプラヤー・マハーセーナー(兵部大臣 สมุหพระกลาโหม、1782-92年)⁷

3 トーンイン ★

ルアン・ローンムアン(首都省右部巡察局長 เจ้ากรมกองกระเวนขวากรมพระนครบาล) →プラ

5 「協議書」において、トンブリー朝の位階官職を受けずにチャクリーに仕えていたものを指す。以下、「チャクリーの旧臣」と略す。また、これ以後において王族に個人的に仕えていたものも「旧臣」と表記する。「協議書」におけるソンの序列は、官僚73名のなかで1位。

6 「協議書」[9, 22-23] ではナーイ・ソンから大臣への任命を推薦された。一方PRPRI [10] では「プラ・アッカストーン」から昇進。LSKRとRTCP [3] では位階は「ルアン」。とりあえずアユタヤー時代に書記官で、滅亡後にチャクリーに仕えていたと考えておく。死亡年は、นรินทร์เทวี [2003: 423] に丑年第7年に3人のプラヤー(ソン、ブンナーク、ホン)が死去したとあるため[Cf. RTCP: 4, fn. 3]。

7 「協議書」: 9-10, 23. 序列第2位の功臣。1792年、タヴォイにおけるビルマ軍との戦いで戦死(本稿2(2)を参照)。

ヤー (チャオプラヤー)・ヨムマラート (首都大臣 เจ้ากรมพระนครบาล、1782-85年)⁸ → プラヤー・マハーティラート (首都省補佐 ช่วยราชการในกรมเมือง に更迭、1785年-?)⁹

4 ブンロート・ブンヤラッタパン ★

プラヤー・タンマー (宮内大臣 เจ้ากรมวัง、トンブリー朝) → チャオプラヤー・タンマーティコーン (宮内大臣、1782-85年) → プラヤー・シータンマーティラート (宮内省総裁 จางวางกรมวัง に更迭、1785年-?)¹⁰

5 ピン・シンハセーニー ★○

チャクリーの旧臣 → プラヤー・ポンラテープ (農務大臣 เจ้ากรมนา、のちチャオプラヤー。1782-1806年)¹¹ → 兵部大臣兼任 (1795?-1805/6年?、1806-?年)¹² → チャオプラヤー・アッカマハーセーナー (兵部大臣、?-1809年) → チャオプラヤー・アパイラーチャー (ソムデットチャオプラヤー・ワンナー (副王宮の高官)、1809?-?年)¹³

6 ソン (★)

プラヤー・ピパットコーサー (大蔵・港務省奏聞担当次官 ปลัดทูลฉลองกรมพระคลัง-กรมท่า)¹⁴ → プラヤー・プラ克蘭 (大蔵・港務大臣 โกษาธิบดี (เจ้ากรมพระคลัง-กรมท่า)、のちにチャオプラヤー。1782-83/4年) → プラヤー・シーアッカラート (港務省補佐 ช่วยราชการในกรมท่า に更迭、1783/4年-?)¹⁵

7 ホン (?-1805/6年) ★○

ルアン・ソーラウイチット (ウタイターニーの関守 นายด่าน) → プラヤー・ピパットコーサー (大蔵・港務省奏聞担当次官、1782-83年) → チャオプラヤー・プラ克蘭 (大蔵・港務大臣、1783/4-1805/6年)¹⁶

8 ブンナーク (1738/9-1805/6年) ★●

チャクリーの旧臣 → プラヤー・ウタイタム (宮内省衣冠局長 เจ้ากรมพระภูษามาลา、1782-

8 「協議書」: 11-12, 24. 序列第3位の功臣。PRPRI [10] ではチャオプラヤー。

9 PRPRI: 77-78.

10 「協議書」: 12, 24. 序列第4位の功臣。更迭はPRPRI [77-78]。この時点で宮内省総裁職は左遷先であったが、のちに名誉職となったようである (一覽26, 39)。

11 「協議書」: 12, 24-25. 序列第5位の功臣。PRPRI: 10.

12 1795?-1805年における兼任については本稿2(2)を参照。ブンナークの死後、1806年に再度兼任した。根拠は小暦1168年閏8月白分5日(1806年8月4日)付の文書 [เรื่องทรงตั้งเจ้าประเทศราช กรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ ๑. 1971: 17] に「チャオパヤー・マハーセーナーたるチャオパヤー・ポンラテープ」とあるため [Cf. RTCP: 8, fn. 1]。正式に同大臣チャオプラヤー・アッカマハーセーナーとなった時期は不明。

13 RTCP: 7-8. 少なくとも1810年12月11日までにこの地位にあった [จดหมายเหตุ รัชกาลที่ ๒ จ.ศ. ๑๑๗๑-๑๑๗๓. 1970: 123; Cf. RTCP: 8, fn. 2]。

14 「協議書」[7, 20] では論功行賞を協議し、上奏した官僚の1人として現れる。PRPRI [10] では功臣の1人。

15 PRPRI: 10, 22.

16 PRPRI: 10, 22; RTCP: 10. 「協議書」[12, 25] では序列第6位の功臣であり、大蔵・港務大臣への昇進が推薦されていた。

85年)¹⁷ →チャオプラヤー・ヨムマラート (首都大臣、1785-1805/6年)¹⁸ →チャオプラヤー・アッカマハーセナー (兵部大臣、1805/6年)¹⁹

9 トーンディー ★

チャクリーの旧臣 →チャムーン・シーサーオラック (小姓局トンチュアック ต้นเชื้อกรมมหาดเล็ก, 1782-83年?)²⁰ →プラヤー・ピパットコーサー (大蔵・港務省奏聞担当次官、1783?²¹-85年) →チャオプラヤー・タンマーティボーディー (宮内大臣 1785-?年)²²

10 ブンマー (★) ●

チャクリーの旧臣プラヤー・タクーン (1782?-1805年)²³ →プラヤー・ヨムマラート (首都大臣、のちチャオプラヤー。1805/6-09年)²⁴ →チャオプラヤー・アッカマハーセナー (兵部大臣、1809-11年?)²⁵

11 クン・ラタナクン (★)

プラ・ラーチャプラシット (高等大蔵局長 เจ้ากรมพระคลังพิเศษ) →プラヤー・シーピパット (大蔵・港務省商務大蔵局長 เจ้ากรมพระคลังสินค้า, 1782-1805年?)²⁶ →チャオプラヤー・プラクラン (大蔵・港務大臣、1805/6?-09年) →チャオプラヤー・ラタナーティバート (民部大臣、1809-14/5年?)²⁷

12 ブンナーク・バーンメーラー (?-1809年) ★○

チャクリーの旧臣 →チャオプラヤー・チャイウィット (アユタヤー国主、1782-1806年)²⁸ →チャオプラヤー・ポンラテープ (農務大臣、1806-09年)²⁹

13 本名不明 (★)

プラヤー・ラーチャニクン (民部省奏聞担当次官) →プラヤー・マハーアムマート (民部省北方担当民部局長 เจ้ากรมมหาดไทยฝ่ายเหนือ, 1782年-?)³⁰ →民部大臣兼任 (1805/6?-09

¹⁷ 「協議書」: 14-15, 27-28. 序列第19位の功臣。PRPR1: 11-12.

¹⁸ PRPR1: 77.

¹⁹ 兵部大臣の在任時期については本稿2(2)を参照。死亡年については註6。

²⁰ 「協議書」: 15-16; 29. 序列第34位の功臣。PRPR1 [12] では「チャムーン・シーソーララック」。

²¹ ホンの官歴から推測。

²² PRPR1: 77.

²³ PRPR1 [12] では功臣の1人とされるが、「協議書」に記載なし。

²⁴ LSKR; PY: 6, 32; RTCP: 28.

²⁵ PRPR2: 12. 在任期間はとりあえずWyatt [1994(1968): 127] に従う。

²⁶ PRPR1 [12] では功臣の1人とされるが、「協議書」に記載なし。

²⁷ LSKR; RTCP: 26; PRPR2: 12; PY: 1, 18. 少なくとも1814年9月10日まではその在任を確認できる [ประชุมหมวยรับสั่งภาคที่ ๑. 1985: 57-60; Cf. RTCP: 26, fn. 4].

²⁸ 「協議書」: 12-13, 25; PRPR1: 10-11. 序列第7位の功臣。

²⁹ ビンに代わって就任 [RTCP: 15, fn. 4]。クロマクン・カサッタラーヌチット親王の反乱未遂事件に連座して1809年に刑死した [PRPR2: 5-6]。

³⁰ PRPR1: 11. 「協議書」では功臣としての記載はなく、協議・上奏した官僚の1人として現れる。ただし「協

年?)³¹

14 ソット (★)

チャオプラヤー・スラシー (一世王の実弟、のちのマハースラシンハナート副王) の臣下
→ プラヤー・モンティアンバーン (宮内省官僚?) → チャオプラヤー・タンマー (宮内大臣、?-1809年?)³²

○二世王時代 (1809-24年)

15 ノーイ・ブンヤラッタパン (?-1827年) ☆ (4の子)

プラヤー・アスチットラーチャー (右部警察局長 *จางวางกรมพระตำรวจขวา*, ?-1809年) →
チャオプラヤー・ヨムマラート (首都大臣、1809-14/5年?)³³ → チャオプラヤー・アパイ
プートーン (民部大臣、1814/5?-27年)³⁴

16 テート・ナ・バーンチャー (1756-1831年)³⁵ ○

プラヤー・ペチャブリー (同国主) → チャオプラヤー・タンマーティボーディー (宮内大臣、1809-31年?)³⁶

17 サー (サーコーン)

イッサラスントーン親王 (二世王) の旧臣 → プラヤー・チャーセーンヤーコーン (イッサ
ラスントーン副王宮民部大臣、1806-?年)³⁷ → プラヤー・サンタミット (?-1809年) →
チャオプラヤー・ポンラテープ (農務大臣、1809-?年)³⁸

18 コーン (二世王期に死去)³⁹

イッサラスントーン親王の旧臣 → 同親王の部局⁴⁰の副長 (1782-1806年) → プラヤー・ク
ライコーサー (イッサラスントーン副王宮の大蔵大臣?、1806-09年)⁴¹ → チャオプラヤー・

議書」のプラヤー・ラーチャニクンとこのプラヤー・マハーアムマートが別人である可能性もある。

31 1808年に建立された刻文に「民部大臣を司るプラヤー・マハーアムマート」とある
[*ประชุมจารึกวัดพระเชตุพน*. 2001: 55; Cf. RTCP: 3, fn. 3]. 正確な在任期間は不明だが、ソンが死去した
1805/6年から、1809年まで民部大臣を兼任したものと推測される。

32 PRPR1 [14] では功臣の1人とされるが、「協議書」には記載なし。PRPR2 [13] に、二世王即位直後、「宮
内省の地位はチャオプラヤー・タンマー・ソットが死去してから空位であった」とあり、1809年以前のい
ずれかの時点で死去するまでその任にあったことがわかる。

33 PRPR2: 12-13.

34 正確な就任時期は不明だが、年代記では1815年にその名が初出する [PRPR2: 58]。1814-15年にクンから
ノーイに民部大臣が交替したのであろう。ノーイの死亡は PRPR3 [29]。

35 RTCP: 31, fn. 2.

36 PRPR2: 13-14.

37 RTCP: 31-32.

38 PRPR2: 14.

39 1812年までは生きていたらしい [RTCP: 30, fn. 2]。

40 王族のもとに置かれた、支配者と被支配民によって構成される人的組織であるクロムのこと。

41 RTCP: 30.

プラ克蘭 (大蔵・港務大臣、1809-?年)⁴²

19 セーン・ウォンサーロート・ナ・バーンチャー (1768-1822年) (★) ○

チャクリーの臣下 → プラヤー・サムットソクラー (同国主、1782年-?)⁴³ → プラヤー・ラーチャブリー (同国主) → チャオプラヤー・ウォンサースラサック (兵部大臣、1811?-22年)⁴⁴

20 サン (ブンサン)・ナ・バーンチャー ○

イッサラスントーン親王の小姓 (旧臣) → プラヤー・シースリウォン (イッサラスントーン副王宮小姓局長 จางวางกรมมหาดเล็ก、1806-09年) → プラヤー・シースリウォン (正王宮小姓局長、のち、チャオプラヤーに昇進。1809-?年) → 大蔵・港務大臣兼任 (1812年?-)⁴⁵ → チャオプラヤー・プラ克蘭 (大蔵・港務大臣、?-1822年) → チャオプラヤー・アッカマハーセナー (兵部大臣、1822-24年)⁴⁶

21 トーンイン (三世王期初期に死亡) ○

プラヤー・ラーチャパクディー (管財大蔵局長 เจ้ากรมพระคลังมหาสมบัติ) → チャオプラヤー・ボンラテープ (農務大臣、?-三世王時代初期)⁴⁷

22 ディット・ブンナーク (1788-1855年) ☆● (8の子)

ナーイ・スチンダー (小姓局フムプレー หุ้มแพร) → ルアン・サック (小姓局当直官 นายเวร) → チャムーン・ワイウォーラナート (小姓局万人頭 หัวหมื่น) → プラヤー・スリウォンモンتری (小姓局長、?-1822年)⁴⁸ → チャオプラヤー・プラ克蘭 (大蔵・港務大臣、1822-51(55)年)⁴⁹ → 兵部大臣兼任 (1830-51年)⁵⁰ → ソムデットチャオプラヤー・プラユーラウォン (1851-55年)⁵¹

23 ノーイ・シースリヤパーハ (1755-1830年) ○

プラヤー・マハーアムマート (民部省北方担当民部局長)⁵² → プラヤー・シースリヤパーハ (馬局長 เจ้ากรมม้า) → チャオプラヤー・ヨムマラート (首都大臣) → チャオプラヤー・アッカマハーセナー (兵部大臣、1824-30年)⁵³

⁴² PRPR2: 13.

⁴³ PRPR1 [13] では功臣の1人とされるが、「協議書」には記載なし。

⁴⁴ PRPR2: 13. 生没年と兵部大臣の在任期間については RTCP [28-29, fn. 2, 3]。

⁴⁵ 小暦1174年閏8月黒分10日 (1812年8月2日) 付の文書に「大蔵を司るチャオプラヤー・シースリウォン」とある [CMH. R. II. C.S. 1174-1177, no. 9]。

⁴⁶ PRPR2: 13; RTCP: 29-30.

⁴⁷ PRPR2: 14; RTCP: 32.

⁴⁸ RTCP: 53.

⁴⁹ PRPR2: 13. 形式上、1855年まで大蔵・港務大臣であったと考えられる (註77)。

⁵⁰ PRPR3: 43.

⁵¹ PRPR4: 49.

⁵² LSKR. ただし同史料ではマハーアムマートから首都大臣に昇進している。

⁵³ PRPR2: 13; PRPR3: 43; RTCP: 40, fn. 4.

○三世王時代 (1824-51年)

24 ソンブン・バントウック (?-1846年)

プレイヤー・バムルーパック (宮内省官僚、?-1831年) →チャオプレイヤー・タンマーティ
コーン (宮内大臣、1831-47/8年)⁵⁴

25 シン・シンハセーニー (1775-1849年) ☆ (5の子) ○

チャムーン・サムーチャイラート (小姓局プラーイチュアック ปลาขี้เอือก) →プレイヤー・カ
セートラクサー (副王宮官僚)⁵⁵ →プレイヤー・ラーチャスパーワディー (人員登録局長
เจ้ากรมพระสุรัสวดีกลาง, 1824-29年。1827年にチャオプレイヤーに昇進し、民部大臣を兼任)⁵⁶
→チャオプレイヤー・ボーディンデーチャー (民部大臣、1829-49年)⁵⁷

26 チム (?-1826年) ☆ (7の子)

プレイヤー・ティッパコーサー (大蔵・港務省官僚) →チャオプレイヤー・ヨムマラート (首
都大臣、?-1825年?)⁵⁸ →チャオプレイヤー・スタンマモントリー (宮内省総裁、1825?-26
年)⁵⁹

27 プーン (トーンブーン)

プレイヤー・インタラーティボーディー (首都省右部巡察局長) →プレイヤー・マハーアム
マート (民部省北方担当局長。首都省右部巡察局長を兼任?)⁶⁰ →チャオプレイヤー・ヨムマ
ラート (首都大臣、1825?-?年)⁶¹

28 ベン (トーンベン) (1793-1845年)

ムーン・ピピットアクソーン (民部省書記官?、二世王期) →ルアン・シーセーナー (民
部省北方担当民部局帳簿担当副局長 ปลัดบัญชีกรมมหาดไทยฝ่ายเหนือ, 二世王期) →プラ・シー
サハテープ (民部省帳簿担当次官 ปลัดบัญชี, 二世王期) →プレイヤーに昇格 (三世王期) →
農務大臣兼任 (1827?-?年)⁶²

29 ブンナーク・ヨムマラート (?-1846年)

54 LSKR はチャオプレイヤー・タンマー (テート) の死後に、三世王がソンブンを宮内大臣に任命したと言う。
RTCP [41] はこれに加えて、彼がヴィエンチャンとの戦いに参加したとする。しかし年代記ではそれを確
認できず、ようやく1833年にベトナムとの戦いの司令官の1人として「チャオプレイヤー・タンマー (ソン
ブン)」が初出する [PRPR3: 53]。したがって1831年にテートが死んだのち、彼がその任に就いたと考えら
れる。死亡年は RTCP [41, fn. 4] を参照。

55 RTCP: 39.

56 PRPR3: 3, 29.

57 PRPR3: 39. 生没年は RTCP [39, fn. 8] を参照。

58 在任期間は Wyatt [1994(1968): 128] による。

59 戊年第8年9月黒分7日 (1826年8月25日) 付の文書が「スタンマモントリー卿の葬儀」に言及している
[CMHR3, vol. 2: 64; Cf. RTCP: 43, fn. 5]。

60 LSKR.

61 LSKR; RTCP: 41-42.

62 สัจจาภิรมย์ 1955: 17-18. 農務大臣兼任については PY [15, 55] も参照。

プラヤー・アパイノーリット (左部警察局長 จางวางกรมพระตำรวจซ้าย) →チャオプラヤー・ヨムマラート (首都大臣、?-1846年)⁶³

30 チム (1772-1846年?)

プラヤー・チャンタブリー (チャンタブリー国主) →プラヤー・シーソーラクライ (1824年-?)⁶⁴ →チャオプラヤー・ボンラテープ (農務大臣、?-1846年?)⁶⁵

31 黄道⁶⁶ (トー・カンラヤーナミット) (1784-1863年)

チェーサダーボーディン親王 (のちの三世王) の旧臣 →プラ・ピチャイワーリー (大蔵・港務省公務補佐) →プラヤーに昇格 (1824年) →プラヤー・ラーチャスパワーディー (人員登録局長、1829-51年。30-40年代に民部大臣不在時に大臣代行) →民部大臣を兼任 (1849-51年) →管財大蔵局長兼任 (?-1851年) →チャオプラヤー・ニコーンボーディン (民部大臣、1851-63年)⁶⁷

○四世王時代 (1851-68年)

32 チュアン・ブンナーク (1808-82年) ☆● (22の子)

ナーイ・チャイヤカン (小姓局フムプレー) →ルアン・シット (小姓局当直官) →プラヤー・シースリヤウォン (小姓局長) →チャオプラヤー・シースリヤウォン (兵部大臣、1851-69年) →撰政 ผู้สำเร็จราชการแผ่นดิน (อัครมหาประธานาธิบดี) (1869-73年) →ソムデットチャオプラヤー・ポーロムマハーシースリヤウォン (1873-82年)⁶⁸

33 イアム・チュートー・ナ・バーンチャー (1797-1851年) ○

ナーイ・ボンパン (小姓局フムプレー) →ナーイ・チャーレート (小姓局官僚) →ルアン・リッティ (小姓局当直官) →チャムーン・シーソーララック (小姓局万人頭) →プラ

⁶³ 三世王時代における、トーンブーン以後の首都大臣については文献ごとに異なる。LSKR: プラヤー・アパイローナ [リット] (ケート) がチャオプラヤー・ヨムマラートに昇進。のちプラヤー・ベチャブラーニーがチャオプラヤー・ヨムマラート (ブンナーク) に昇進。PY [7, 14-16]: チャオプラヤー・ヨムマラート (セーン)、チャオプラヤー・ヨムマラート (ブンナーク)、プラヤー・ピチャイチャーニット (クントーン) が順に首都大臣を務めた (Wyatt [1994(1968): 128] はこれに従う)。RTCP [42]: プラヤー・アパイローナリット (ブンナーク) がチャオプラヤー・ヨムマラートに昇進。のちラーチャナッター寺で事故死した (これを『歴代大臣』から引くが、LSKRには見えない)。これらのうち、年代記と合致するのは RTCP のみであり [PRPR3: 55, 123]、他の官僚は実在すら確認できない。

⁶⁴ PRPR3: 3.

⁶⁵ 生没年を含めて RTCP [43, fn. 3, 4] 参照。

⁶⁶ 漢語名は、四世王政権が彼の死に際してその功績を讃えた漢語の文書 [สกุลกัลยาณมิตร. 1993:21] を参照。そのタイ語版も交付されており、それらの文書は今もカンラヤーナミット家に保管されている。タイ語版の草案はタイ国立図書館に保管されている [NL. CMH. R. IV. C.S. 1226, no. 127]。

⁶⁷ NL. CMH. R. IV. C.S. 1226, no. 127; สกุลกัลยาณมิตร. 1993: 21; PRPR3: 3, 63, 151; PRPR4: 49, 50, 197. 大臣代行については川口 [2006: 96]。

⁶⁸ RTCP: 79-83; PRPR: 42.

ヤー・ボンラテープ (農務大臣、1851年)⁶⁹

34 スア・ソンティラット (1787-1861年) ☆ (1の子)

プレーヤー・ペットピチャイ (王宮警護局長 *จางวางกรมล้อมพระราชวัง*、1848?-51年)⁷⁰ →
 チャオプレーヤー・タンマーティカラナーティボーディー (宮内大臣、1851-61年)⁷¹

35 スック (トーンスック)・シンスック (1782-1852/54年)

プレーヤー・ペチャブリー (ペチャブリー国主) →プレーヤー・スラセナー (兵部省北方担当兵部局長)⁷² →チャオプレーヤー・ヨムマラート (首都大臣、1851-52/55年)⁷³

36 ロン・ブンロン (1791-1869年) ○

チュターマニー親王 (のちのプラピンクラオ副王) の旧臣 →プレーヤー・ピチャイプリンター (副王宮農務大臣、1851年) →チャオプレーヤー・ボンラテープ (農務大臣、1851-69年)⁷⁴

37 ヌット・ブンヤラッタパン (1808-78年) ☆ (14の子) ○

ナーイ・サニット (小姓局フムプレー) →ルアン・サック (小姓局当直官) →プレーヤー・スリヤパクディー (左部内廷兵士局長 *เจ้ากรมสนมทหารขวา*) →プレーヤー・マハーモントリー →チャオプレーヤー・ヨムマラート (首都大臣、1852/55-63年) →チャオプレーヤー・プーターラーパイ (民部大臣、1863-78年)⁷⁵

38 カム・ブンナーク (1813-70年) ☆● (22の子、32の異母弟)

ナーイ・ボンパン (小姓局フムプレー) →チャムーン・ラーチャーマート (左部警察副局長 *ปลัดกรมพระตำรวจซ้าย*)⁷⁶ →港務省公務補佐官チャオプレーヤー・เจ้าพรหมช่วยราชการในกรมท่า (1851-55年) →チャオプレーヤー・ラウィウォン (大蔵・港務大臣、1855-65年)⁷⁷ →チャオプレーヤー・ティッパーコーラウォン (1865-70年)⁷⁸

39 ブンシー・ブンナシリ (1798-1874年)

69 PRPR4: 35, 52; RTCP: 66, fn. 4.

70 PRPR3: 127.

71 PRPR4: 52, 160; RTCP: 60-61, fn. 2.

72 この欽賜名に対応する官職については Wilson [1970: 823] を参照。

73 PRPR4: 52. 死亡年には2説ある [RTCP: 61-62, fn. 4].

74 PTCP: 67.

75 PRPR4: 266; RTCP: 59-60.

76 RTCP: 83-87.

77 デイットは1855年に死亡するまで大蔵・港務大臣であり、そのあいだカムは港務省補佐官チャオプレーヤーであった [PRPR4: 52; 92]。しかし、カムが1851年の清への遣使を取り仕切っていること [สัมพันธ์ภาพไทย-จีน. 1978: 171-174; ประชุมหมายเหตุรับสั่ง, ภาค ๕ ตอนที่ ๑. 2005: 128-129] から、Wyatt [1994 (1968): 129] のごとく、同年からすでに事実上の大臣であったと思われる。年代記において大蔵・港務大臣チャオプレーヤー・ラウィウォンの名が現れるのは1856年からである [PRPR4: 99]。1865年まで在任していたのは Wyatt [1994 (1968): 129] に従ったが、1868年までには辞任していたのは確実である [Wilson 1970: 724-725]。

78 PRPR4: 219.

三世王の旧臣⁷⁹ → ナーイ・チャーロン (小姓局官僚) → チャムーン・ワイヤウォーラナート (小姓局ブライチュアック) → プラヤー・ピパットコーサー (大蔵・港務省奏聞担当次官)⁸⁰ → プラヤー・マハーアムマート (民部省北方担当民部局長、1851-61年)⁸¹ → チャオプラヤー・タンマーティカラナーティボーディー (宮内大臣、1861-68年) → チャオプラヤー・スタンマモントリー (宮内省総裁、1869-74年)⁸²

40 クルット (1808-65年)

チャムーン・サンパペートパクディー (小姓局万人頭) → プラヤー・チャムノーンパクディー (小姓局長) → プラヤー・ラーチャウォーラーヌクーン (民部省奏聞担当次官) → チャオプラヤー・ヨムマラート (首都大臣、1864-65年)⁸³

41 ケーオ・シンハセーニー (1804-71年) ☆ (25の子)

ナーイ・チット (小姓局フムプレー) → チャムーン・サムハピマーン (右部内廷兵士副局長) → プラ・プロムボーリラック (右部内廷兵士局長)⁸⁴ → プラ・マハーテープ (左内部警察局長) → プラヤー・シーハラーチャデーチャー (六義勇兵部隊司令官四軍ラーマ公 พญารามจักรทองจางวางอาษา ๖ เหล่า)⁸⁵ → チャオプラヤー・カムヘーンソクラーム (ナコーンラーチャシーマー国主) → チャオプラヤー・ヨムマラート (首都大臣、1865-71年)⁸⁶

42 ウォーラチャクラタラーヌパーブ親王 (1816-1872年) (二世王の第61子)

首都省を管轄 กำกับกรมพระนครบาล → 典医局・釉薬ガラス職工局・六ベトナム人部隊長 ว่ากรมหมอ กรมช่างเคลือบช่างหุงกระจาก กรมฉนวนหก → 大蔵・港務大臣 (1865-69年)⁸⁷

○五世王時代 (1868-92年)

43 マン・ソンティラット (1797-1881年) ☆ (1の子)

プラ・ラーチャピニッチャイ (民部省官僚、三世王期) → プラヤー・ウタイモントリー (プラーチンブリー国主、四世王期) → プラヤー・マハーアムマート (民部省北方担当民部局長) → チャオプラヤー・タンマーティコンナーティボーディー (宮内大臣、1868-81年)⁸⁸

44 ウォーン・ブンナーク (1828-88年) ☆● (32の子)

ナーイ・チャン (小姓局フムプレー) → チャオムーン・ワイヤウォーラナート (小姓局ブ

⁷⁹ LSKR.

⁸⁰ 三世王時代、1850年に見える [PRPR3: 151]。

⁸¹ PRPR4: 53.

⁸² LSKR; RTCP: 96.

⁸³ LSKR; RTCP: 62-65.

⁸⁴ RTCP: 65.

⁸⁵ PRPR4: 55.

⁸⁶ LSKR; RTCP: 65.

⁸⁷ RSRWC: 243-244. 大臣在任期間は Wyatt [1994(1968): 129] による。

⁸⁸ LSKR; PY: 10, 45; RTCP: 94, fn. 3.

ラーイチュアック、1851年-?) → プラヤー・スラウォンワイヤワット (小姓局長)⁸⁹ → チャオプラヤー・スラウォンワイヤワット (兵部大臣、1869-88年)⁹⁰

45 トウアム・ブンナーク (1830-1913年) ☆● (22の子)

小姓 → ナーイ・チャイヤカン (小姓局フムプレー) → チャムーン・ティッパラクサー (右外部警察局長 จางวางกรมพระตำรวจนอกขวา) → チャムーン・ラーチャーマート (左外部警察局長 จางวางกรมพระตำรวจนอกซ้าย) → プラ・ベッチャピサイシーサワット (ベチャブリー副国主) → プラヤー・テーププラチュン (兵部省奏聞担当次官、四世王末期-1869年) → チャオプラヤー・パーヌウォン (大蔵・港務大臣、1869-85年)⁹¹

46 ヌット・ブンロン ○ (36の子)

プラヤー・アーハーンポーリラック (農務大臣、1869-74年)⁹²

47 チューイ・ヤマーパイ (1800-81年)

四世王の旧臣 → プラ・インタラテープ (右大部警察局長 สมุหะกรมพระตำรวจใหญ่ขวา、1851-52/3年) → プラヤー・アパイローナリット (左部警察局長、1852/3-71年) → チャオプラヤー・ヨムマラート (首都大臣、1871-76年)⁹³

48 ロート (ブンロート)・カンラヤーナミット (1825-98年) (30の子)

ナーイ・レーアーウット (小姓局フムプレー、1847/8-52/3年) → ルアン・リット (小姓局当直官、1852/3年) → チャオムーン・シーソーララック (小姓局トンチュアック、1852/3-64/5年) → プラヤー・ラーチャウォーラーヌクーン (民部省奏聞担当次官、1864/5-73年) → アユタヤー国主 (1873-74年) → 農務大臣 (1874-86年。79年にチャオプラヤー・ボンラテープに昇進) → チャオプラヤー・ラタナボーディン (民部大臣、1886-92年)⁹⁴

49 プータレートタムロンサック親王 (1855-1897年) (四世王の第24子)

直訴裁判所 ศาลรับสั่งชำระความฎีกา 勤務 → 首都大臣 (1876-86年)⁹⁵

50 バムラーププラパック親王 (マハーマラー) (1819-86年) (二世王の第65子)

宮内省勤務 (三世王期) → 象局 กรมคชบาล・僧務宗務局 กรมสังฆาภิธรรมการ 管轄 (四世王期) → 管財大蔵局長 (1868-85年。73-85年に国家歳入室長 อธิบดีหอรัษฎากรพิพัฒน์)⁹⁶ → 民部大臣 (1878-86年)⁹⁷

51 プラチャックシンラパーコム親王 (1856-1924年) (四世王の第25子)

⁸⁹ PRPR4: 53.

⁹⁰ RTCP: 87-91.

⁹¹ RTCP: 91-92.

⁹² Wyatt 1994 (1968): 130. 官歴は不明。

⁹³ RTCP: 92-94.

⁹⁴ RTCP: 111-115.

⁹⁵ RSRWC: 365; Wyatt 1994 (1968): 128.

⁹⁶ Brown 1992: 14, 21.

⁹⁷ RSRWC: 249-253.

外部宮内局 เจ้ากรมวังนอก 管轄 → 内部当直宮内局 กรมวังเวรใน 補佐官 ผู้ช่วยราชการในกรมวังเวรใน
→ 王宮警護局長 → 宮内大臣 (1882-87年) (以後省略)⁹⁸

52 テーウェートワローパコン親王 (テーワウォン) (1858-1923年) (四世王の第42子)

会計監査局 (Audit Office) 員 → 国王書秘書局 (กรมราชเลขาณูการ) 員 → 大蔵・港務大臣
(のち外務大臣、1885-1923年)⁹⁹

53 ナレートウォーラリット親王 (1855-1925年) (四世王の第17子)

会計監査局員 → 国王書秘書局員 → 駐イギリス公使 → 首都省委員
(คอมมิตตี่บังคับการกรมพระนครบาล¹⁰⁰、1886-89年) → 首都大臣 (1889-1907年) (以後省略)¹⁰¹

54 タート・アマータヤクン (1820-88年)

小姓 (三世王期) → ナーイ・ラーチャチンダー (プラピンクラオ副王の小姓、1851年)
→ チャムーン・イントーラセーナー (副王宮警察副局長) → プラ・ナロンウィチット (警察
局長) → 国際裁判所 ศาลต่างประเทศ 裁判長 (1857/8-68/9年) → プラヤー・チャルーンラー
チャマイトリ (1868/9-85/6年) → プラヤー・タンマサーンニティ (宮廷バラモン局
กรมลูกขุน 判事、1885/6-86年) → 首都省委員 (1886-88年)¹⁰²

55 プム・シーチャイヤン (1820-1901年)

四世王の旧臣 → クン・サムットコーチョン (小姓局官僚、1851-?年) → プラ・ナリン
トラーラーチャセーニー (兵部省帳簿担当次官) → プラヤー・テーププラチュン (兵部省奏
聞担当次官) → 首都省委員 (1886-89年) → チャオプラヤー・ボンラテープ (農務大臣、
1886-88年) → 兵部大臣 (1888-94年) → チャオプラヤー・ラタナーティバート (兵部大臣
(名誉職)、1895-1901年)¹⁰³

56 マヒットラーチャハリタイ親王 (1865-1907年) (四世王の第77子)

国王秘書局員 → 宮内大臣 (1887-96年)¹⁰⁴

57 ポーン・ブンナーク (1849-1920年) ☆● (22の子)

ナーイ・ラーチャーナッタヤーヌハーン (祐筆局 กรมพระอาลักษณ์ 官僚、1867/8-?年) →
チャオムーン・シーソーララック (小姓局万人頭) → プラヤー・パーサコーラウォン (小姓
局長、1873/4-?年) → 果樹園大蔵局長 เจ้ากรมพระคลังสวน → 関税局長 → 主計局長 → 農
務大臣 (1888-92年) (以後省略)¹⁰⁵

58 ダムロンラーチャーヌパーブ親王 (1862-1943年) (四世王の第58子)

⁹⁸ RSRWC: 368-373.

⁹⁹ RSRWC: 426-432; Wyatt 1969: 53-54, 89.

¹⁰⁰ 首都大臣に相当した。

¹⁰¹ RSRWC: 340-348.

¹⁰² ศรี 1964: 28-32.

¹⁰³ RTCP: 123-126.

¹⁰⁴ RSRWC: 551-555.

¹⁰⁵ RTCP: 127-130, fn. 3; 玉田1996: 70-71.

小姓部隊 ทหารมหาดเล็กรักษาพระองค์ 勤務 (1879-85年) → 小姓部隊長 (1885-87年) → 陸軍局長 ผู้บัญชาการทหารบก (1887-89年) → 文部局長 เจ้ากรมศึกษาธิการ (1889-92年) → 民部大臣 (内務大臣、1892-1915年) (以後省略)¹⁰⁶

(3) 大臣が経験した部局

以上58名の官歴のうち、6省別に歴代の大臣をまとめたのが表1である。

大臣の官歴一覧(以下、一覧)から、官僚たちはおおむね以下のようなプロセスを辿って大臣にまで登り詰めていった。経歴の端緒がはっきりしないものもあるが、よく言われるようにまず王をはじめとする王族の小姓となるのが出世の登竜門であった(一覧9、20、22、25、32、33、37、38、39、40、41、44、45、48、54、55)。位階を得ないまま王族に私的に仕えたもの(一覧1、5、8、12、17、18、31、36)、いわゆる旧臣もこれに類似すると言えよう。建国当初や、後述する特殊な事例を除いて、そこから一つ以上の役職を経たのち、大臣に昇進した。ひとつの省のなかで大臣にまで昇進するものもある(一覧6、7、13)が、多くは部局を替えながら出世していった。四柱大臣(จตุสดมภ์. 大蔵・港務、首都、宮内、農務大臣)から民部・兵部大臣に昇任するパターンがいくつか見られる(一覧8、10、11、15、20、23、37、48、55)ため、宰相(อัครมหาเสนาบดี)と呼ばれたこの両大臣がいわゆる「あがり」であったことがわかる。その後、ソムデットチャオプラーヤーという最高の位階に登るもの(一覧22、32)や、宮内大臣から宮内省総裁という名誉職に任命されることもあった(一覧26、39)。

1865年以降、より明らかには1870年代から、王族が大臣に就任するようになる(一覧42、49、50、51、52、53、56、58)。これは近代における王権強化の揺籃であるが、本稿の目的からは外れるので論及しない。

さて、ここで問題提起のために、官僚たちが大臣になる前にどの部局の役職を経験していたのかを見ておきたい。多く大臣を輩出した部局が出世コースであるとともに、その当時重要であった、大雑把にはそう言ってよいだろう。煩瑣になるので6省のみを表2に示した。

もっとも多く大臣を輩出したのは民部省であり、その数10名である。同省はブンナーク家が掌握しなかった部局である。しかもブンナーク家の権勢が絶頂を迎えたとされる三世王時代から五世王時代初期に、7名の大臣を出している。

次に多いのが大蔵・港務省の7名である。ただしうち4名が一世王期であり、ブンナーク一家がその大臣であった1822-65年、69-85年では3名に留まる。

そして驚かされるのは兵部省である。同省は1805/6年、09-11年、30-88年にブンナーク家が大臣を務め、それ以外の時期の大臣もほとんどが同家と姻戚関係にあった。にもかかわらず、わずか3名しか大臣を送り出していない。1人はトゥアム・ブンナークなので、純粹に部

¹⁰⁶ RSRWC: 487-489.

表1 6省の歴代大臣

A 民部大臣

一覽	在任期間	位階・欽賜名	本名	備考	経験部局	
1	1	1782-1805/6年	チャオブラヤー・ラタナーピピット	ソン・ソンティラット	★	民
2	13	1805/6?-09年?	プラヤー・マハーアムマート	不明	(★)	民
3	11	1809-14/5年?	チャオブラヤー・ラタナーティベート	クン・ラタナクン	★	蔵港
4	15	1814/5?-27年	チャオブラヤー・アパイブートーン	ノイ・ブンヤラッタパン	☆	
5	25	1827-49年	チャオブラヤー・ボーディンデーチャー	シン・シンハセーニー	☆○	
6	31	1849-63年	チャオブラヤー・ニコーンボーディン	黄道(トー・カンラヤーナミット)		蔵港、 民
7	37	1863-78年	チャオブラヤー・プーラーパイ	ヌット・ブンヤラッタパン	☆	
8	50	1878-86年	バムラーブプラパック親王	マハーマラー		宮
9	48	1886-92年	チャオブラヤー・ラタナボーディン	ロート・カンラヤーナミット		民
10	58	1892-1915年	ダムロンラーチャーヌパーブ親王	ディッサウオーラクマーン		

B 兵部大臣

一覽	在任期間	位階・欽賜名	本名	備考	経験部局	
1	2	1782-92年	チャオブラヤー・マハーセーナー	プリー	★○	
2	5	1795?-1805/6年?	チャオブラヤー・ボンラテープ	ピン・シンハセーニー	★○	
3	8	1805/6年	チャオブラヤー・アッカマハーセーナー	ブンナーク	★●	宮
4	5	1806-09年	チャオブラヤー・アッカマハーセーナー	ピン・シンハセーニー	★○	
5	10	1809-11年?	チャオブラヤー・アッカマハーセーナー	ブンマー	(★)●	
6	19	1811?-22年	チャオブラヤー・ウォンサースラサック	セーン・ウォンサーロート・ナ・バーンチャー	○	
7	20	1822-24年	チャオブラヤー・アッカマハーセーナー	サン・ナ・バーンチャー	○	
8	23	1824-30年	チャオブラヤー・アッカマハーセーナー	ノイ・シースリヤパーハ	○	民
9	22	1830-51年	チャオブラヤー・ブラ克蘭	ディット・ブンナーク	☆●	
10	32	1851-69年	チャオブラヤー・シースリヤウォン	チュアン・ブンナーク	☆●	
11	44	1869-88年	チャオブラヤー・スラウォンワイワット	ウォン・ブンナーク	☆●	
12	55	1888-1894年	チャオブラヤー・ボンラテープ	プム・シーチャイヤン		兵

C 大蔵・港務大臣

一覽	在任期間	位階・欽賜名	本名	備考	経験部局	
1	6	1782-83/4年	チャオブラヤー・ブラ克蘭	ソン	(★)	蔵港
2	7	1783/4-1805/6年	チャオブラヤー・ブラ克蘭	ホン	★○	蔵港
3	11	1805/6?-09年	チャオブラヤー・ブラ克蘭	クン・ラタナクン	(★)	蔵港
4	18	1809-?年	チャオブラヤー・ブラ克蘭	コーン		
5	20	1812?-22年	チャオブラヤー・ブラ克蘭	ブンサン・ナ・バーンチャー	○	
6	22	1822-51(55)年	チャオブラヤー・ブラ克蘭	ディット・ブンナーク	●	
7	38	1851(55)-65年	チャオブラヤー・ラウィウォン	カム・ブンナーク	☆●	
8	42	1865-69年	ウォーラチャクラタラーヌパーブ親王	ブラーモート		首
9	45	1869-85年	チャオブラヤー・パーヌウォン	トゥアム・ブンナーク	☆●	兵
10	52	1885-1923年	テーウェートワローパーコーン親王	テーワンウタイウォン		

D 首都大臣

一覽	在任期間	位階・欽賜名	本名	備考	経験部局	
1	3	1782-85年	チャオブラヤー・ヨムマラート	トーンイン	★	首
2	8	1785-1805/6年	チャオブラヤー・ヨムマラート	ブンナーク	★●	宮
3	10	1805/6-09年	チャオブラヤー・ヨムマラート	ブンマー	(★)●	
4	15	1809-14/5年?	チャオブラヤー・ヨムマラート	ノイ・ブンヤラッタパン	☆	
5	23	?-?年	チャオブラヤー・ヨムマラート	ノイ・シースリヤパーハ	○	民

6	26	?-1825年?	チャオブラヤー・ヨムマラート	チム	☆	
7	27	1825?-?年	チャオブラヤー・ヨムマラート	ブーン		首、民
8	29	?-1846年	チャオブラヤー・ヨムマラート	ブンナーク・ヨムマラート		
9	35	1851-52/55年	チャオブラヤー・ヨムマラート	スック・シンスック		兵
10	37	1852/55-63年	チャオブラヤー・ヨムマラート	ヌット・ブンヤラッタパン	☆	
11	40	1864-65年	チャオブラヤー・ヨムマラート	クルット		民
12	41	1865-71年	チャオブラヤー・ヨムマラート	ケーオ・シンハセーニー	☆	
13	47	1871-76年	チャオブラヤー・ヨムマラート	チューイ・ヤマーバイ		
14	49	1876-86年	プータレートタムロンサック親王	タウィータワラヤパーブ		
15	53 54 55	1886-89年	ナレートウォーラリット親王 ブラヤー・タンマサーンニティ ブラヤー・テーププラチュン	クリッサダーピニハーン タート・アマータヤクン プム・シーチャイヤン		兵
16	53	1889-1907年	ナレートウォーラリット親王	クリッサダーピニハーン		

E 宮内大臣

	一覧	在任期間	位階・欽賜名	本名	備考	経験部局
1	4	1782-85年	チャオブラヤー・タンマーティコーン	ブンロート・ブンヤラッタパン	★	
2	9	1785-?年	チャオブラヤー・タンマーティボーデー	トーンディー	★	蔵港
3	14	?-1809年?	チャオブラヤー・タンマー	ソット	(★)	宮
4	16	1809-31年?	チャオブラヤー・タンマーティボーデー	テート・ナ・バーンチャー	○	
5	24	1831-47/8年	チャオブラヤー・タンマーティコーン	ソンプン・バントウック		宮
6	34	1851-61年	チャオブラヤー・タンマーティカラナーティボーデー	スア・ソンティラット	☆	
7	39	1861-68年	チャオブラヤー・タンマーティカラナーティボーデー	ブンシー・ブンナシリ		蔵港、民
8	43	1868-81年	チャオブラヤー・タンマーティコーン	マン・ソンティラット	☆	民
9	51	1882-87年	プラチャックシンラパーコム親王	トーンコーンコーンヤイ		宮
10	56	1887-96年	マヒットラーチャハリタイ親王	チャイヤンタモンコン		

F 農務大臣

	一覧	在任期間	位階・欽賜名	本名	備考	経験部局
1	5	1782-1806年	チャオブラヤー・ボンラテープ	ピン・シンハセーニー	★○	
2	12	1806-09年	チャオブラヤー・ボンラテープ	ブンナーク・バーンメラー	★○	
3	17	1809-?年	チャオブラヤー・ボンラテープ	サー		
4	21	?-三世王時代初期	チャオブラヤー・ボンラテープ	トーンイン	○	
5	28	1827?-?年	ブラヤー・シーサハテープ	ベン		民
6	30	?-1846年?	チャオブラヤー・ボンラテープ	チム		
7	33	1851年	チャオブラヤー・ボンラテープ	イアム・チュートー・ナ・バーンチャー	○	
8	36	1851-69年	チャオブラヤー・ボンラテープ	ロン・ブンロン	○	
9	46	1869-74年	ブラヤー・アーハーンボーリラック	ヌット・ブンロン	○	
10	48	1874-86年	チャオブラヤー・ボンラテープ	ロート・カンラヤーナミット		民
11	55	1886-88年	チャオブラヤー・ボンラテープ	プム・シーチャイヤン		兵
12	57	1888-92年	ブラヤー・パーサコーラウォン	ポーン・ブンナーク		

* 一覧の数字は大臣の官歴一覧の通し番号である。

** 備考欄の記号は大臣の官歴一覧の凡例を参照。

*** 経験部局欄は官僚が大臣になるまでにどの部局の官職を得てきたかを示す。民：民部省、兵：兵部省、蔵港：大蔵・港務省、首：首都省、宮：宮内省。

表2 大臣が経験した部局

経験部局 \ 治世	一世王時代	二世王時代	三世王時代	四世王時代	五世王時代	合計人数
民部省	ソン (1) 本名不明 (13)	ノーイ (23)	ブーン (27) ベン (28) 黄道 (31)	ブンシー (39) クルット (40)	マン (43) ロート (48)	10
兵部省				スック (35)	トゥアム (45)、プム (55)	3
大蔵・港務省	ソン (6)、ホン (7) トーンディー (9) クン (11)		チム (26) 黄道 (31)	ブンシー (39)		7
首都省	トーンイン (3)		ブーン (27)	ウォーラチャク ラ親王 (42)		3
宮内省	ブンナーク (8) ソット (14)		ソンブン (24)		マハーマーラー親王 (50) ブラチャック親王 (51)	5
農務省						0

* 人名に続く数字は大臣の官歴一覧の通し番号。

局の力で大臣になったと思われるのは2人しかいないことになる。3名という数は宮内省の5名よりも少なく、大きな権力を持っていたとは考えにくい首都省と同数である。

要するに、ブンナーク家の一貫した権勢拡大という通説では、大臣が役職を得てきた部局の傾向をうまく説明できないのである¹⁰⁷。では、これらの傾向をどのように理解すればよいのだろうか。それらを加味したとき、ラタナコーシン朝前期の政治史をいかに描くことができるのだろうか。一世王時代から見ていこう。

2 一世王・二世王時代の大臣たち

(1) 建国の功臣

官歴一覧からわかるように、年代記に従えば、一世王時代の大臣14名はみな建国に功績あったものたちであったことになる。ただしティッパーコーラウォンは逆算的に彼らをすべて建国の功臣と見なして年代記に記載した可能性も否定できない。対して「協議書」から、うち9人は確実に功臣であった。「協議書」に上奏者として現れるソンと本名不明(一覧6、13)も功臣に準じる臣下と考えてよいかもしれない。

それではこれら功臣たちはいかなるものであったのか。ニティは「協議書」の一翻刻に基づき、彼らは(A)即位以前の一世王(チャオプラーヤ・チャクリー)に私的に仕え、(B)多くがアユタヤー時代の「貴人の血統」に属し、(C)軍事よりも行政を重んじたと論じた。(B)(C)において一世王集団はタークシン集団と性格を異にしていた [นิธิ 2004(1986): 401-437]。

¹⁰⁷ そのほか、警察系諸部局を経て首都大臣に昇任するというルートが存在した(一覧15、29、41、47、54)。これは二世王時代から五世王時代まで見られた。また四世王時代から、一度地方官を経験してから大臣になる官僚が現れる(一覧41、43、45、48)。これは19世紀末に本格化する中央集権化の濫觴と考えられる。

これらのうち、(A)については得心が行く。「協議書」に見える官僚73名のうち23名が建国時点で無位無官であった。中央政府の役職を推薦されたものに限ると、47名のうち20名である。彼らはタークシン政権に出仕せず、チャクリーに私的に仕えていたのである。その他の位階を持っていたものたちも、古参であったことや、長く一世王の下僕や旧臣であったことが強調されている〔「協議書」：24, 25, 26〕。ニティの言うように、功臣たちは一世王と個人的に結ばれていたものと考えられる。

しかし前稿で指摘したように、(B)を「協議書」から読み取るのは困難である。73名のうち、少なくとも5名はアユタヤー後期の官僚貴族の子孫であったと考えられるが、そのことが「協議書」で強調されているわけでもないし、それ以外の官僚の出自は不明とせざるを得ない〔川口2015a: 4-6〕。

むしろ一世王政権が血統をさほど重視していなかったことが、1784年に制定された「新勅令38」から窺われる。アユタヤー滅亡以来、貴族の子弟は減少していたため、小姓のなかにはゴロツキのようなものもいた。小姓たちが酒を飲んで盗賊の真似事をして、大臣の側室を川に突き落とすという事件を起こした。一世王は彼らを罰するとともに、父母兄弟がおり、住所が定まっているもののみを小姓に登用するように勅令した〔KTSD, vol. 5: 246-350〕。つまり、これほどの事件が起きながらも、小姓となろうとするものの父母の血統自体は問題とされなかったわけである。数は不明ながら、一世王政権にはアユタヤー以来の貴族の後裔も参画していたが、そのことが一世王政権のもっとも顕著な性格であったと言えるほどの根拠はないのである。

さらに(C)についても留保が必要である。「協議書」を一読すればわかるように、功臣たちのほとんどは軍功が評価されている。もちろんなかには行政経験が評価されたものもいた。それによってトーンイン（一覽3）は首都大臣に昇進し、ブンロート（一覽4）は位階が上げられて宮内大臣に慰留された。しかし1785年に侵略してきたビルマ軍との戦いにおいて偵察を怠ったため、2人とも更迭された〔PRPRI: 71-72〕。付言すれば、ブンロートはアユタヤー末期の高官の子であったので、血統よりも軍事的な能力が求められたことになる。この戦いでは、ビルマ軍の輸送部隊を襲えなかったことを理由に、建国功臣であったプレイヤー・シンハラーチャデーチョー、プレイヤー・ターイナム、プレイヤー・ペチャブリーの3名が処刑された〔PRPRI: 67〕。この出来事は一世王政権の武断的な気風を窺わせるとともに、功臣たちの粛清でもあったのかもしれない。

(2) チャオプレイヤー・アッカマハーセナー（ブンナーク）

そのような一世王政権にあって、ブンナークはどのような位置にあったのだろうか。「協議書」に見える功臣74名、特に前半の49名（うち47名が中央官僚）はほぼ功績順に並んでいると言ってよい。そのなかでブンナークは19人目に見える。すなわち、

また、ナーイ・ブンナーク1名（以下29名の名が列挙されるが、省略）は、長く公務を行い、親征に従って、諸々の小国における、陛下にとっての敵を征伐し、勝利を収めること多数、功績は多大です。

ナーイ・ブンナークをプレイヤー・ウタイタムに（以下30名の推薦が列挙されるが、省略）任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜されるようお願い申し上げます〔協議書〕：27-30〕。

とあり、31名分の功績がまとめて記されたカテゴリーの筆頭に位置付けられている。これは功績が個別に挙げられた大臣たち（一覧1-5）や、具体的な功績が記された7位から13位の功臣とくらべると扱いが軽い。ブンナークの血統にも言及されていない¹⁰⁸。

かくして彼は1782年にプレイヤー・ウタイタム（宮内省衣冠局長）として官途についた。ワイアットは彼の出世についてこのように述べる。ブンナークは1775年頃、バーンチャーナー族のヌアンを娶っていた。彼女の姉ナークはすでにのちの一世王に嫁いでおり、王朝成立後に正妃アマリントラー（以下アマリン妃）となる。そのため一世王はブンナークとその異母弟ブンマーを重用した。85年、前述の通り首都大臣を更迭すると、ブンナークをその役職に就けた。87年にチャオプレイヤー・マハーセナー（プリー）（ブンナークのイトコにあたる）¹⁰⁹が戦死すると、ブンナークは兵部大臣に任命されるとともに、ブンマーがブンナークに代わって首都大臣となった。このように、1782年からブンナーク家かその姻戚が兵部大臣を務め始め、それは1888年まで続く、と〔Wyatt 1994(1968): 116〕。

しかしこの説明には問題が多い。まずブンナークが首都大臣に就任したとき、同時にプレイヤー・ピパットコーサー（トーンディー）が宮内大臣に昇任している（一覧9）。後者は「協議書」では序列34位であるため、19位であったブンナーク以上の出世を遂げたことになる。彼は小姓局長から、当時の出世コースであった大蔵・港務省にポストを得ていた。理由ははっきりしないが、一世王の彼への信頼が窺える。ブンナークが大臣となれたのが王との姻戚関係に由来するとしても、それ以外の理由で彼以上に出世したものもいたことは留意されるべきである。

次に、プリーが戦死したのは1787年ではなく、1792年である。『ラタナコーシン朝一世王期年代記』では、小暦1155年（1793/4年）の条にビルマ軍にタヴォイを攻め落とされた際、彼

¹⁰⁸ それに対して年代記の対応する記事には「旧王国時代のプレイヤー・チャーセナーコーンの子であり、[タークシン政権に] 参加して位階を求めることを考えず、ただ[一世王の] 威徳を頼ってひそかに使役され、常に親征に従って功績のあったモーム・ブンナークを、[一世王は] プレイヤー・ウタイタムに任じられた」〔PRPRI: 11-12〕とある。貴人の名に冠する「モーム」を用い、アユタヤー末期の官僚の子であることが付加されており、彼の血筋を強調する方向に文飾が施されている。

¹⁰⁹ Wyatt 1994(1968): 111. ただし「協議書」〔23〕では、プリーはマハースラシンハナート副王の腹心であった点が任官の理由に挙げられている。彼は一世王というよりも、副王の臣下であった。

は行方不明となったとされている [PRPRI: 146]。一方、『コンバウン王朝大御年代記』は、1792年12月22日明け方に、ビルマ軍がタヴォイを落として「大臣パヤー・カラホウン (wankri: bhayā: kalahun:)」の首を取ったと記す [Moñ Moñ Tiñ 2004: 73; Cf. Phraison 1919: 50]。これはプラヤー・カラーホーム、つまり兵部大臣と考えて間違いない¹¹⁰。タヴォイ陥落の時期についてはビルマ史料のほうが正しい [Gesick 1976: 135, n. 88]。

さらにプリーの死後、兵部大臣職は空席であった。そのあいだに同職を兼任していたのは、チャオプラヤー・ボンラテープ (ピン) であったと考えられる。小暦1157年9月白分7日 (1795年8月12日) 付の文書と小暦1164年11月白分4日 (1802年9月30日) 付の文書に、「兵部 (後者では兵部大臣) を司るチャオプラヤー・ボンラテープ」という文言が見えるためである [เรื่องทรงตั้งเจ้าประเทศราช กรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ ๑. 1971: 13, 25]。「協議書」において彼は第5位の功臣であった。

年代記には丑年第7年 (1805/6年) にブンナークが兵部大臣チャオプラヤー・アッカマハーセナーに昇任したとあり [PRPRI: 189]、これは上記の一次史料と矛盾しない。したがって、彼が兵部大臣になったのは1787年ではなく1805/6年と考えざるを得ない。これを採用しないとしても、昇任が1802年9月30日よりものちのことであるのは揺らがない。もし1805/6年が正しいのであれば、彼は首都大臣にあること20年、すでに67歳ほどになっていた。同じ丑年第7年に彼は死亡するので、人生の最後によくピンを凌駕して、正式に兵部大臣となれたわけである。

このように、史料に基づくと、ワイアットが強調するブンナークの出世の速さは下方修正されねばならない。むしろ姻戚関係をバックにしてもなお、出世レースでトップクラスの功臣を追い抜くのは至難であったと言える。

(3) 大蔵・港務省

さて、すでに述べたように、一世王時代に6省のなかで相対的にもっとも多く大臣を輩出したのは大蔵・港務省であった。ソンとホンがそれぞれ同省の奏聞担当次官から大蔵・港務大臣に、トーンディーがやはりその役職から宮内大臣に昇進した (一覧6、7、9)。商務大蔵局 (กรมพระคลังสินค้า) は独立した部局とも捉えられる¹¹¹が、1805年に編纂された『三印法典』所収の「文官位階田法」に従えば、同省の一部局となる [KTSD, vol. 1: 236-237]。クンは同局長から大蔵・港務大臣に就任し、さらに民部大臣にまで登り詰めた (一覧11)。

¹¹⁰ ちなみにチャオプラヤー・ヨムマラート (ブンナーク) もこの戦いに参加しており、『コンバウン王朝大御年代記』では「ヨルダーヤー (アユタヤー) 王の舅パヤー・ユンパヤツ (yuidhayā: mañ: yokkhama bhayā: rwamparap)」と呼ばれている [Moñ Moñ Tiñ 2004: 70, 73; Cf. Phraison 1919: 42, 50]。不正確ではあるが、ブンナークが一世王の姻戚であったことはビルマ側にも知られていたことがわかる。

¹¹¹ たとえば1883年に編纂された王族・官吏の住所録 [สารบัญชี่ ส่วนที่ ๑ กิจการแห่งราชการ จ.ศ. ๑๒๔๕, เล่มที่ ๑. 1998 (1883): 103-104]。

一世王時代、ホンがブンナークの姻戚であったとはいえ、ブンナーク家のものが大蔵・港務大臣を務めたことはない。したがって、この時期の大蔵・港務省の力は同家と基本的に関係がない。

それではなぜこの部局なのだろうか。各部局の重要度を測るには、それと国家の財源との関わりを見るのが捷径であろう。財源の確保は国家財政と王室財政——両者は不分明であった——にとって死活問題であっただけではない。当時の官僚たちは主に役職にともなう手数料や賄賂、公金の横領によって生計を立てていたとされる¹¹²。国家と王室の財源に近い部局にポストを得るのは、彼らの渴望するところであっただろう。

大蔵・港務省からすぐさま思い当たるのは、当該期の王朝政府における交易の重要性である。清が海禁を解くと、1720年代からシャムは中国にさかんに米穀を輸出した。19世紀に入ると清への主な輸出品が胡椒と砂糖に代わり、またベンガルやシンガポールなどとの交易も加わりながら、シャムの対外交易は1830年代にピークを迎える。一世王・二世王政権にとっても交易は大きな収入源であったと考えられている [Sarasin 1977: Ch. 5, 7, 9; Hong 1984: Ch. 3; ฐิติ 1984 (1982): Ch. 3]。

たとえば次のエピソードである。1796年末に、副王が配下にピアワット（年次支給金）を支払うために、一世王に追加の銀貨を求めた。しかし一世王は、税金は国政運営には十分だが、ピアワットを払うには足りないと言って副王の要請を断りつつ、ジャンク船交易に投資するように勧めている [PRPR1: 161]。また、年代記は一世王時代から二世王時代、いまだ税目が少なかった一方で、国王や王族・官僚たちはみな中国にジャンク船を派遣し、大きな収益を挙げたことを記している [PRPR1: 208; PRPR2: 142]。もとより財源全体に対する交易収入の割合を知ることはできないが、交易が王朝政府にとって不可欠な収入源であったことは間違いない。

アユタヤー時代以来、このような王の交易を差配してきたのが大蔵省であった¹¹³。『三印法典』「官印法」は、大ジャンク船を派遣する際、同省管下にある左右の港務局長の印章を用いるべしと規定している [KTSD, vol. 1: 178]。具体的な事例を挙げれば、1818年、大蔵・港務大臣は阮朝ベトナムの礼部尚書に書簡を宛てて、大蔵・港務省の担当官が派遣したジャンク船が王の商品を積載して中国に航行したが、風雨に遭ってホイアンに流れ着いたので、中国にむけて再出航できるようにベトナム側が便宜を図ってやってほしい、と要請している [NL

¹¹² Wales 1934: 41-42; Akin 1969: 66-74. ただし Terwiel [1989: 91, 94, 96, 234-241] は、年に1度支給されるピアワット（それまで経済的意味はなかったとされてきた）が19世紀前半の地方においても実質的な価値を持っていたことを指摘していることは注目するに値する。三世王時代から四世王時代にかけて、ピアワットの支給簿が多数現存しており、官僚たちの経済基盤に関する、数少ない史料であるにもかかわらず、まったく検討されていない。

¹¹³ アユタヤー時代については石井 [1999 (1992)] を参照。ラタナコーシン朝においては、อุพิศพงศ์ [2007] など。

CMH. R. II. C.S. 1179, no. 18]。

そのような王室交易のための商品を管理したのが商務大蔵局であった。少なくともラタナコーシン朝では、大蔵省はその名に反して財物の出納にあまり関与せず、まさに港務省と呼ぶにふさわしくなっていた。実際に財物を扱うのは、管財大蔵局 (กรมพระคลังมหาสมบัติ) をはじめとする、大蔵の名が冠された諸部局であった。「文官位階田法」ではそれら大蔵系諸部局は大蔵・港務省とは別記されているが、前述のように商務大蔵局は同省に組み込まれている。

「官印法」にあるように、その局長の職掌は「蘇木と商品を南北の地方国と小国すべてにおいて買い付ける」ことであった [KTSD, vol. 1: 185-186]。事実、1815年から18年の支出簿を見ると、商務大蔵局が銀貨によって地方から蘇木やショウズクモドキ、象牙、亜麻、チーク材といった「ジャンク船に載せる商品」を買い上げていたことがわかる [NL. CMH. R. II. C.S. 1177, no. 18]。

このように、大蔵・港務省は王朝政府の財政にとって重要な交易を担った中枢組織であった。そこから大臣が多く出たとしても、それほど不思議なことではあるまい。ブンナー一族がこの部局の長となるのは、二世王時代、1822年からであった。

(4) バーンチャーン家とブンナー家の台頭

ワイアットの指摘する通り、二世王時代に入るとバーンチャーン家とブンナー家が台頭した。バーンチャーン家とは一世王の正妃であり、二世王の実母であるアマリンを出した家系である。その祖は17世紀中葉にラーチャブリー地方のバーンチャーンに住んでいた富豪の兄弟とされる [ลำดับราชินิกุลบางช้าง. 1958 (1928): 63] (図2)。

一世王は建国直後にアマリンの従甥セームをラーチャブリー国主チャオプラヤー・ラーチャブリーに昇格させ、その子でアマリンの従姪孫セーンをサムットソクラーム国主に任命し、

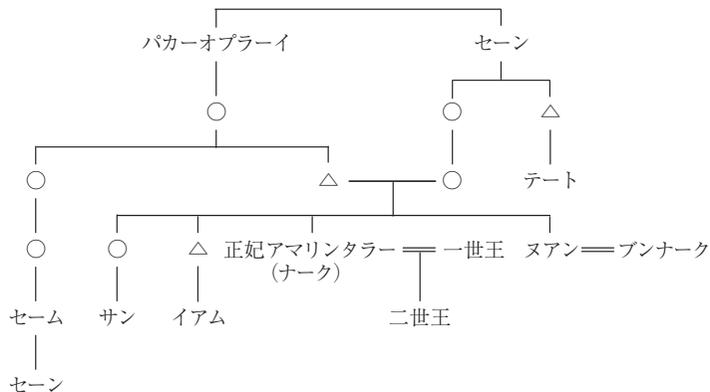


図2 バーンチャーン家系図

* ○：女性、△：男性。

* 出典：ลำดับราชินิกุลบางช้าง [1958 (1928)] から筆者作成。

また1785年以降に従叔父のテートをベチャブリー国主に任命した [PRPR1: 13; 一覽16、19]。このように一世王はバーンチャーン家がシヤム湾西北岸一帯に勢力を張るのをよしとしたが、彼らを大臣に任じることはなかった。

それに対して二世王は母方に当たるバーンチャーン家と、それに連なるブンナーク家を露骨に重用した(図1、2)。同時に彼は親王時代からの腹心を取り立てた。それらの結果、二世王時代の大臣たちの官歴は前代とかなり異なるものになっている。

即位後、二世王はクンを民部大臣に、ノーイを首都大臣に任命した(一覽11、15)ほかは、親族・姻戚・腹心を配置した。まずブンマーを首都大臣から兵部大臣に栄転させた(一覽10)。これは異母兄ブンナークよりも早い出世である。さらにテートをベチャブリー国主から宮内大臣に、親王時代からの臣下で、副王時代をともししたサーとコーンを農務大臣と大蔵大臣に任じた(一覽17、18)。1811年にブンマーが死去すると、ラーチャブリー国主になっていたセーンを兵部大臣に任じる(一覽19)。

このように、総じてバーンチャーン家に属する地方国主や腹心であった副王宮官僚を、正王宮の6部局での職務経験を経ないまま、いきなり大臣に任命するという人事方針が見て取れる。表2の二世王時代が前後とくらべて空白が目立つのはそのためである。

かかる傾向の最たるものがサンである(一覽20)。二世王の従兄であるサンは、親王時代から二世王に小姓として仕えていた。つまり親族にして腹心である。そのためであろう、二世王が即位すると王の小姓局長に任じられたのち、1812年までには大蔵・港務大臣を兼任した。小姓が出世の第一歩であったとはいえ、そこから他の官職を経ずに大臣になるのは、建国直後を除けば¹¹⁴、これが初めてである。

同様の官歴を辿ったのがディットである(一覽22)。彼はブンナークの子であり、二世王の従弟にあたる。一世王に引き続き二世王に小姓として仕え、その局長となった。1822年に、サンに代わって大蔵・港務大臣チャオプラーヤ・プラ克蘭となる。以後、約30年にわたってその職にあった。ここに小姓局長から即大臣になるという出世ルートが、単なる例外ではなく、立派な先例となった。このルートは以後にも引き継がれていく。

と同時に注意したいのが、腹心中の腹心2名がともに大蔵・港務大臣に就任している点である。ここから、二世王の人事方針ゆえに当該期にこの役所が大臣を生むことはなかったものの、依然として重要であったことが見て取れる。また、この役所を長期にわたって掌握し続けたことがディットの権勢の一因であったのは間違いない。

もちろん大蔵・港務省だけが重要であったわけではなからう。民部省の役割も見逃せない。一世王が建国するにあたって基盤とした地域は、のちの民部省の管轄域である中部から北部の南方地域であった¹¹⁵。1809年から10年に徴税請負制による税が課されていた地方も、数だけで

¹¹⁴ 小姓ではないが、ピンが一世王の旧臣から即大臣になっている(一覽5)。

¹¹⁵ 「協議書」では23の地方の国主が推薦されている。うち、民部省管下の地方国は20、兵部省は1、大蔵・

言えば、民部省管下のそれがもっとも多い¹¹⁶。そのためであろう、同省は大蔵・港務省に次いで多い、3人の大臣を送り出している。しかし、同省出身の大臣が数を伸ばすのは三世王期からである。次章では、それも含めて三世王時代以降の政権を構成した大臣たちを見ていこう。

3 三世王・四世王時代の大臣たち

(1) 建国功臣の子孫とその他

すでに二世王期から、ノーイとディットのように、一世王時代の大臣の子が大臣に就任するようになっていた。その傾向が三世王時代以降も続いたのは表3の通り。1824年から92年までに新たに就任した大臣26名(王族除く)のうち11名が、一世王時代の大臣の子孫であった。貴族化が進んでいたことが窺われる。

表3 一世王時代の大臣の子孫で大臣となったもの

	二世王時代	三世王時代	四世王時代	五世王時代
ソン (1) の子孫 (ソントィラット家)			スア (34)	マン (43)
ブンロート (4) の子孫 (ブンヤラッタパン家)	ノーイ (15)		ヌット (37)	
ピン (5) の子孫 (シンハセーニー家)		シン (25)	ケーオ (41)	
ホン (7) の子孫		チム (26)		
ブンナーク (8) の子孫 (ブンナーク家)	ディット (22)		チュアン (32) カム (38)	ウォーン (44) トゥーム (45) ボーン (57)

* 人名に続く数字は大臣の官歴一覧の通し番号。

一世王時代の大臣のうち、その子孫からも大臣を出したのはすべて建国の功臣であり、しかも「協議書」での序列19位のブンナークを除けば、1位のソン、4位のブンロート、5位のピン、6位のホンと、皆トップクラスの功臣である。建国当初の序列が後代にも少なからず影響を与えていたのがわかる。

そのようななかであって、もっとも成功したのがブンナーク家であったのは間違いない [Wyatt 1994(1968): 119-123]¹¹⁷。二世王期以降、他の家系からは最多でも2名しか大臣が生ま

港務省は2であった。3部局の管轄域については川口 [2015b] も参照。

¹¹⁶ 6種の税のうち、酒税と賭博税のみ賦課地域がわかる。酒税が課された地方国は、民部省管下では27、兵部省は8、大蔵・港務省は6。賭博税については、民部省14、兵部省4、大蔵・港務省4であった [จดหมายเหตุ รัชกาลที่ ๒: ๑๑๗๑-๑๑๗๓. 1970: 58-69]。

¹¹⁷ ところでワイアットは、三世王時代から同家は女子の嫁ぎ先を王家か同家のイトコに限るようになったことを指摘している [Wyatt 1994(1968): 121]。

確かに、ディットの娘20名のうち、結婚したものは4名のみであり、うち3名がブンナーク家かバーンチャーン家の男性と結婚した。タットの娘は18名、うち6名のみが結婚。うち4人がブンナーク家の係累

れていないのに対して、同家は6人の大臣を輩出した。大蔵・港務大臣であったディットは、三世王時代の1830年に兵部大臣を兼任した。四世王時代から五世王時代にかけて、兵部大臣職にはチュアンとウォーンが1888年まで、大蔵・港務大臣職にはカムが65年まで、トゥアムが68年から85年まで在任した。ブンナーク家がこの両部局を牛耳っていたのである。

ブンナーク家の優遇は官歴からも読み取れる。シンやヌット、ケーオは有力家系の一員とはいえ、小姓局員から他の部局の役職を経験したのち、大臣になっている。それに対して、チュアンとウォーン、それからバーンチャーン家に属するイアムは、二世王期のサンやディットと同様に、小姓局長からすぐに大臣へと登っている。

しかしである。家系によって大臣たちの出世をすべて説明できるわけではない。ブンナーク家が掌握していない民部省が、三世王時代以降に7名の大臣を出したことはすでに述べた通りである。彼らはすべてブンナーク家と姻戚関係にはないので、同家が引き揚げたとは考えにくい。7名のほとんどは家族・姻戚関係がわからないため、建国の功臣の子孫であった可能性は排除できないのだが、マン(一覧43)を除いて、一世王時代に大臣となった功臣の子孫ではないことは確かである。したがって、彼らの出世に対して、家系の力による後押しは比較的弱かったと思われる。三世王時代に限って言えば、新たに大臣に登った8名のうち、3名(プーン、ペーン、黄道)が同省出身者であり、この数は功臣の子の2名(シンとチム)よりも多い。四世王時代と五世王時代にも同省経験者が2名ずつ大臣になっている。

(2) 民部省

それではなぜ民部省なのか。民部省は兵部省と大蔵・港務省とともに地方統治を担当した部局であった。建国当初から三世王時代初期まで、その管轄域はおおむね沿岸部を除いた今日のタイ中部と、サワンカロークを北限とする北部の南方地域に留まっていた。しかし三世王時代、ヴィエンチャン王アヌとの戦争(1827-28年)と、阮朝ベトナムとの戦い(1833-45年)のなかで、その管轄域が東北部、さらにメコン川東岸、カンボジア西部へと大きく拡大するとともに、管轄域への課税が強化されていく。

その結果、地方権力が支配下にある人口に応じて納める物納税スワイであれば、1824年に

と結婚し、1名は四世王の側室になった。結婚相手が主にブンナーク家とその周辺、および王家に限られるとともに、未婚の女性の割合が大きいがわかる。これは王室女性の婚姻パターンと酷似している。ブンナーク家は王家に準じる「家格」を自認するようになったのかもしれない。とすれば同家は王家と同じジレンマを抱えたことになる。すなわち、玉田[2001: 216]が指摘するように、王家は内親王を身分が下のものへ嫁がせることができなかつたため、女性配偶者の受け手になりえても、送り手にはなりえず、送受とも可能な貴族よりも、姻戚関係を拡大するうえで不利な立場にあった。

次の世代では、チュアンが設けた男子は1名、女子は3名、カムには子がなく、門閥政治を展開する手駒自体が極端に減っていく。ワイアットと同じ視点から見ても、三世王時代以降、ブンナーク家の門閥政治には一定の限界があったと言わざるを得ない。上記の子女の数と婚姻関係については *ชมรมสายสกุลขุนนาง* [1999b: 12-13; 16; 122-123]。

は民部省管下の16の地方国に賦課されていたが、三世王・四世王時代のあいだに、その賦課地域は東北部を中心に延べ99の地方国に増えた¹¹⁸。シャムはベトナムとメコン流域の通商を争うなかで、カンボジアとラオスの物産をスワイという形で、ベトナム側からシャム側へと振り向けさせた [Puangthong 2004]。三世王時代、王朝政府はそれらスワイの多くを輸出に充てていた。また、軍役はスワイ納付の代替として人民に課せられたが、ベトナムとの戦いに動員された兵員も、首都を除けば中部や東北部に依存していた [NL. CMH. R. III, C.S. 1207, no. 8, no. 39; C.S. 1209, no. 22]。一方で、スワイが課されていた兵部省管下の地方国は12、大蔵・港務省では7に留まったとされる。

徴税請負制はどうだろうか。1809年から翌年にかけて王朝政府は6種の税を請負人に徴収させて、史料上では約290,000パーツの税収を得ていた [จดหมายเหตุ รัชกาลที่ ๒: จ.ศ. ๑๑๗๑-๑๑๗๓, 1970: 58-69]。しかし、三世王時代にバーネイ条約によって王室交易が制限され始め、またジャンク船交易全体も1830年代をピークとして衰退し始めると、王朝政府は交易収入の低下を補填するために、隆盛していた国内産業への課税を強化していった [Vella 1957: 19-23; Sarasin 1977: Ch. 11; Hong 1984: Ch. 3, 4; Reid 1997]。その結果、請負制によって生産物や流通に課された税目は30種を超え、王朝政府の主要な財源になっていく。四世王初年の1851年の徴税請負制による税収は約1,294,000パーツに上ったと算出されている¹¹⁹。

スワイと異なり、徴税請負制が施行された地域はそれほど拡大していない。ウィルソンによれば、1827年から90年に同制度を敷いた地域は、北はウタラディット、東北はナコーンラーチャシーマー、東はトラート、西はシーサワット、南はテーパーにまたがる領域であった [Wilson 1993: 150-151]。ただし、地域によって税目の密度が異なっていた。もっとも多くの税目が課されたのは中部とピサヌロークなどの北部の南方地域であり、四世王期には26種を数えた。これらの地域は民部省と大蔵・港務省が所管する地域であるが、主に後者が担当する沿岸部（トラートからプラチュアアップキーリーカーンまで）はさらに10種の税が加えられた。

一方で、主に兵部省が管轄するマレー半島では9種の税しか徴収されず、しかもうち4種は華人にしか課されなかった [Wilson 1970: 627-628]¹²⁰。

118 บุญรอด [1975: 65-66, 91-93] に列挙されている賦課地域を、筆者が地名を比定して数え上げた。以下の兵部省、大蔵・港務省管下のスワイ賦課地方国の数もこれによる。ただし2つの地名は比定できなかったため、含まれていない。なお、ブンロートは1度でもスワイを納入した地域をすべて列挙しているようなので、ある年に実際に納入した地域の数よりは少ない。

119 請負制による税収は1855年以降さらに増加していき、1868年には2,874,000パーツとなったと考えられている [Wilson 1970: 631]。

120 ここで諸税が最終的に納入される部局について触れておきたい。スワイであれば、地方権力から民部省・兵部省・大蔵・港務省を介して、物産に応じて特定の大蔵系諸部局に納入された。ショウズクモドキのような輸出用のスワイであれば、商務大蔵局である。金や銀であれば、管財大蔵局に納入された [บุญรอด 1975: 53-62]。三世王時代、スワイは銀納化が進む [Koizumi 1992] が、たとえばショウズクモドキが銀で代納された場合、商務大蔵局ではなく管財大蔵局に納入されたこともあった（常にそうであったわけではない） [NL. CMH. R. III. C.S. 1198, no. 64]。

このように、財政における民部省管轄地域の重要性は増加していった。対して大蔵・港務省は最終的に1855年のパウリング条約によって交易機能を失うものの、その管轄地域では請負制による税目がかつとも多く課されていた。それらと比べると、兵部省の財政上の地位はあまり上昇しなかったと言わざるを得ない¹²¹。

もちろん税制の地域的偏差の理由や財政構造の変容を論じるには別稿を必要とする。とは言うものの、三世王・四世王時代に民部省、兵部省、大蔵・港務省がそれぞれ5名、1名、3名(2名は民部省も経験)の大臣を送り出したことと、3部局の行財政における重要性とは正の相関関係にあった、とりあえずはそう言ってよいのではないか¹²²。

(3) 民部省官僚

それでは民部省の官僚のなかでも大臣に就任し得たものたちは何者なのだろうか。『三印法典』「文官位階田法」は同部局の役職として98席を列挙する [KTSD, vol. 1: 224-228]。一方で1859/60年の名簿によれば、89名の官吏が同部局に所属していた¹²³。しかし、それらのなかで大臣に就任することになる官僚たちが経験した役職はごく限られていた。列挙すれば以下の通り。本名の後ろの数字は大臣の官歴一覧のものである。

一方、徴税請負制による税収は、四世王時代であれば、少なくとも18あった大蔵系諸部局や王族などに納入された。そのなかで特に重要であったのは管財大蔵局と商務大蔵局であった [Wilson 1970: 632]。

三世王・四世王時代、商務大蔵局は交易収入を減らしたため、管財大蔵局がかつとも重要な部局となる [Wilson 2005: 10]。その時期、前者の長は、プラヤー・シーピパット (タット・ブンナーク。ディットの弟で、のちにソムデットチャオプラヤー・ボーロムマハーピチャイヤート) が少なくとも1828年から51年まで、プラヤー・シーピパット (パー・ブンナーク。タットの子) が51年から四世王期を通して務めた [PRPR3: 31; PRPR4: 53]。つまり商務大蔵局はブンナーク家が掌握していたのである。

それに対して管財大蔵局長は、三世王時代にはプラヤー・ラーチャモントリー (プー)、プラヤー・ラーチャスパーワディー (黄道) が務めた。2人とも三世王の旧臣である [PRPR3: 3; 一覧31]。四世王も旧臣のプラヤー・ラーチャパクディー (クンチャー・サンパンタウォン) をその職に就けた [PRPR4: 55]。つまり三世王も四世王も、有力家系の出身者ではない、自身の腹心を同局長に任じて、ブンナーク家にこの部局を渡さなかったのである。五世王もマハーラー親王を管財大蔵局長に任じ、1874年には、財務省の前身となる国家歳入室を同局に併置し、彼にその長を兼ねさせている [PRPR4: 330; 一覧50]。これらからもブンナーク家による国家財政の掌握に一定の限界があったことがわかる。

¹²¹ 兵部省管轄域において相対的に支配が強化されたかった理由としては、目下のところ、マレー半島ではナコーンシータンマラートやソクラーの在地権力が、王朝政府とも良好な関係を築きつつ強力な勢力を張っていたこと [黒田1985; 1999] が考えられる。

¹²² 当のディット自身も兵部大臣職にあまり魅力を感じていなかったようである。年代記には、「その年 (1830年)、チャオプラヤー・アッカマハーセーナー (ノイ) が死去した。そこで [三世王は] 勅命してチャオプラヤー・ブラクランを兵部大臣に任命させようとした。ブラクランは承諾せず、「兵部大臣は長続きしません。他の者を任命して頂きたい存じます」と上奏した。すると [三世王は] 「なれるものが誰も見当たらない。まずはブラクランに兵部大臣を司らしめよ」とおっしゃった」 [PRPR3: 43] とある。あるいはディットは民部大臣の地位を狙っていたのかもしれない。

¹²³ NL. CMH. R. IV. C.S. 1221, no. 191. それら官吏のもとに2924人の被支配民が従属していた。

- 北方担当民部局長 プラヤー・マハーアムマート (位階田5000ライ)¹²⁴: 本名不明 (13)、
 ノーイ (23)、プーン (27)、ブンシー (39)、マン (43)
 奏聞担当次官 プラヤー・ラーチャニクン¹²⁵ (位階田1000ライ): 本名不明 (13)、クルット
 (40)、ロート (48)
 帳簿担当次官 プラ (プラヤー)・シーサハテープ (位階田800ライ): ペン (28)
 北方担当民部局帳簿担当副局長 ルアン・シーセーナー (位階田500ライ): ペン (28)
 書記官 プラ (ルアン)・アッカストーン¹²⁶ (位階田600ライ?): ソン (1)
 書記官? ムーン・ピピットアクソーン (位階田600ライ?): ペン (28)

これらの役職は、みな文書処理に深く関与したという点で共通する [川口2006]。彼らはいわゆる役人らしい役人であった。前節で見たように、三世王時代に民部省の管轄域を中心に、支配が拡大・強化された。それにしたがって、王朝政府と地方とのあいだを行き来する行政文書は増加したのは確実である [川口2013: 5, 図1]。文書の数と重要性が増したとすれば、それを扱う官僚の重みが増したのは異とするに足りない。官僚ではないが、王族内の実力者ラックローナレト親王までもが民部省の文書を起草していたこと [NL. CMH.R.III. C.S. 1209, no. 25] も、その傍証となる。

たとえばペンである。後代の系譜文献は彼の父を一世王の官僚とするが、史料には見えない。ペン自身は二世王時代に民部省のムーン・ピピットアクソーンとなって官途を歩み始めたとされる。その役職は正確にはわからないのだが、欽賜名から書記官と思われる。三世王時代であれば、書記官は下級の書記である当直官 (นายเวร) とともに事務作業に従事していた。たとえば命令文書を清書・捺印・発送し、その過程を記録していたのは彼らである [川口2006: 97-100]。またスワイが地方から納入されれば、勅書 (หมายรับสั่ง) を添えてそれを大蔵系諸部局に送り、領収書 (ฎีกา) を受け取って帳簿に記入するのも彼らの仕事であった [CMHR3, vol. 5: 79-83, 84-91 など]。

ペンは詩作に巧みであった。二世王が『イナオ』を編纂するために補佐を募ったとき、彼はチェーサダーボーディン親王 (のちの三世王) に推挙されて、即座に詩を作って王に献上した。これを機に彼はルアン・シーセーナー、さらにプラ・シーサハテープに昇進した。三世王も彼を重用したとされる [สังขารมย์ 1955: 17-18]。

もとよりこの逸話は後代の系譜文献によるため、事実なのかわからない。三世王時代の行政文書から窺える彼の姿はむしろ実務的な官僚である。プラ (プラヤー)・シーサハテープは地

¹²⁴ 官職と位階田は「文官位階田法」 [KTSD, vol. 1: 224-225] による。

¹²⁵ 四世王時代以降、欽賜名は「ラーチャウォーラーヌクーン」。

¹²⁶ 「文官位階田法」にこの名を帯びた書記官は見えないが、三世王・四世王時代の史料に現れる [CMHR3, vol. 5: 39-47; NL. CMH. R. IV. C.S. 1221, no. 191]。位階田は「文官位階田法」の書記官のそれからの推測である。

方に宛てた命令文書を起草し、あるいは他者の手になる草案をチェック・修正・決裁していた。北方担当民部局帳簿担当副局長や帳簿担当次官も文書の起草を担当していた [川口2006: 94]。

北方担当民部局長は文書の起草も行うが、決裁者として草案に記されることのほうが多い。プーンがこの役職から首都大臣に昇任したのち、プレイヤー・マハーアムマート（ポーム）が1837年頃から48/9年まで北方担当民部局長を務めた¹²⁷。民部大臣チャオプレイヤー・ボーディンデーチャーがベトナムとの戦いに赴いているあいだ、彼は後述するチャオプレイヤー・スパーワディー（黄道）とともに民部大臣代行として主に文書の発給を決裁していた [川口2006: 95-96]。結局、ポームは大臣にはなれなかったものの、この北方担当民部局長職は5人の大臣を輩出したことから、大臣に王手を掛けた地位であったことがわかる。

かつてアキンは、ラタナコーシン朝において民部省の権限は縮小したため、ブンナーク家がこれを掌握する必要はなかったと述べた [Akin 1969: 168-169] が、そうではない。ブンナーク家はさらに権勢を拡大させるためには、同省を把握すべきであった¹²⁸。

さらに民部省だけでなく、兵部省でも実務官僚が台頭した可能性がある。南部の地方行政とマレー系朝貢国との連絡を司る兵部省は、民部省とよく似た組織構造をしていた。そのため史料こそ現存していないが、兵部省の文書処理も民部省のそれと類似していた可能性が高い。一覽35、45、55にあるように、スックは兵部省北方担当兵部局長プレイヤー・スラセナーから、トゥアムは同奏聞担当次官プレイヤー・テーププラチュンから、プムは同帳簿担当次官を経て奏聞担当次官プレイヤー・テーププラチュンからそれぞれ大臣席を得た。民部省と同様に、これらの官職は文書の起草や決裁に関わるものであったと思われる。スックとプムは少なくとも一世王期に大臣となった建国功臣の後裔ではないため、上の民部省官僚のように、家柄よりも実務によって出世したのかもしれない。これが正しければ、四世王時代に大臣となった11名のうち、有力家系出身者・ブンナーク家の姻戚・王族を除いて残った3名（一覽35、39、40）の出世について説明がつく。

(4) チャオプレイヤー・ニコーンボーディン（黄道）

三世王期の大臣のなかでも、とりわけ時代を反映していたと言えるのが黄道（一覽31）である。彼の父、黄緩は福建の人であり、トンブリー時代にシャムに移って交易で財をなした。一世王時代にルアン・ピチャイワーリーという位階・欽賜名を得たとされる [สกุลกัลยาณมิตร. 1993: 12-15]。その子、黄道はチェーサダーボーディン親王に仕えて、そのジャンク船の運営を助けた。二世王時代に親王が港務・大蔵省——その大臣はドイツであった——を管轄する

¹²⁷ PRPR3 [70]、小暦1198年2月条に「プレイヤー・マハーアムマートたるプレイヤー・マハーテープ（ポーム）」とある。死亡年は1848/9年であったとされる [ศรี 1964: 5]。

¹²⁸ 註122も参照。同家の権勢拡大の限界については註117、120も参照。

ようになると、黄道は港務省補佐ルアン・ピチャイワーリーに任じられ、清への朝貢船を取り仕切った [NL. CMH. R. IV. C.S. 1226, no. 127]。

このように彼のキャリアの端緒は、交易を重視した王朝初期の時代相を反映したものであった。18世紀的と言ってもよい。しかし三世王が即位したのち、1829年に人員登録局長プラヤー・ラーチャスパーワディーに昇任すると、様相を変える。チャオプラヤー・ボーディンデーチャー（シン）がベトナムとの戦いを指揮するあいだ、黄道は首都にあってプラヤー・マハーアムマート（ポーム）とともに民部大臣の職務を代行していた。つまり民部大臣名義の命令文書の発給を決裁し、ときにはそれを起草したり、決裁前にチェックしていたのが彼であった¹²⁹。49年にシンが死去すると、民部大臣を兼任した。くわえて、管財大蔵局長をも兼任させた¹³⁰ことにも、三世王の彼への信頼が見て取れる。四世王が即位すると、黄道はチャオプラヤー・ニコーンボーディンとなり、正式に民部大臣に就任した。

それまで、民部大臣となったのはすべて建国の功臣かその子であった。黄道はそうではない。また先代のシンはアヌ王を捕えるという大功によって民部大臣となり得た。その後もベトナムとの戦いを指揮したように、彼に期待されたのは軍才であった。これも王朝初期の特徴である。それに対して黄道はほとんど前線には出ず、もっぱら首都で行政を担当していた。三世王が評価したのも彼の行政能力であったのだろう。このように黄道は、有力家系以外からの抜擢、交易から国内支配の強化へ、武から文へ、といった三世王時代に始まった王朝の変化をよく体現していたと言える。

それではなぜ三世王は上記のような人事を行ったのだろうか。それは父の二世王に比べて、三世王の政治的基盤は弱かったことに起因するようと思われる。二世王は正妃の子であるだけでなく、建国に功績あった王族6名のひとりであった¹³¹。一世王時代には副王を務めた実績もある。母方のバーンチャーン家がラーチャブリー一帯に勢力を張っていたのはすでに見た。

対して三世王は、正妃ではなく側室ソムデット・シースラーライの子であった。したがって王族の位階はチャオファーではなく第2位のプラオンチャオである。母方の祖父はプラヤー・ノントブリー（チャン） [RSRWC: 203-204]。ノントブリー国主であるが、これといった事蹟は伝わらない。したがって王族内における三世王の地位はさして高くはなく、彼にとって他の王族は潜在的なライバルであったと見るべきである。三世王は彼らを抑圧しこそすれ、王権の基盤とはなし難かった¹³²。

¹²⁹ 川口2006: 83, 96. 彼が起草した文書の例として、NL. CMH. R. III. C.S. 1208, no. 10; C.S. 1209, no. 23など。

¹³⁰ 註120参照。

¹³¹ 「協議書」: 9, 22. ただし当時彼は15歳前後であり、赫々たる武勲を挙げたとは考えにくい。むしろ将来の後継者として箔をつけ、その地位を安定ならしめるために、「協議書」に名が挙げられたものと推測される。

¹³² 三世王は王族の力を削ごうとした可能性がある。王はアヌとの戦いに中央・地方の官僚22名のほか、12名もの王族を投入している [PRPR3: 17-37]。王族が戦争に参加するのは珍しくないが、12名という数は前例がない。1785年にビルマ軍が5路に分かれて侵入してきたときでも、指揮を取ったのは王族4名、官僚13名である [PRPR1: 65-86]。王族たちは支配下にある人員を率いて戦場に赴いたはずである。即位して

では官僚はどうだろうか。親王時代の同僚であり、自らの即位を後押ししたであろうディットを重用するのは当然であった。建国功臣ピンの子で、大功を挙げたシンにも報いねばならない。しかしそういった力のある家系ばかりを重んじていては、彼らに王権を脅かされるかもしれない。そこで三世王は重要になってきた民部省の官僚のなかから、有力な家系の出ではなく、自身と親しくて実務に長じたベンや黄道を取り立て、もって王権を支えさせようとしたのではないか。

(5) チャオプラヤー・シースリヤウォン (チュアン・ブンナーク)

それでは、前節までの考察を踏まえたとき、チャオプラヤー・シースリヤウォン (チュアン) (一覽32) の政治的位置をどのように理解すればよいのだろうか。ワイアットによれば、三世王時代にディットはすでに難攻不落の地位を築いていたと言う。1855年に彼と弟のタット¹³³が死ぬと、チュアンとカムがその政治的遺産を継承した。1868年に五世王が即位するとチュアンが摂政に任じられたのは自然な選択であったとする [Wyatt 1994(1968): 121-123]。

つまり、チュアンが摂政となり得たのはディットから権力がスライドした結果であった。はたしてそうだろうか。まずは三世王時代末期におけるディットの実務における位置を確認しておこう¹³⁴。

1850年、イギリスはバーネイ条約を改定するためにブルックをシャムに派遣した。その主な狙いは船舶税などの引き下げである。大蔵・港務大臣のディットが窓口となって交渉が始められた。当時、宮内・首都・農務大臣のポストは空席であった。ディットは20年以上も兵部と大蔵・港務大臣を務めていた。一方で1849年にシンが死去したのちは黄道が民部大臣を兼任していた。単純に出自と経歴を見れば、ディットに比肩するものはいなかった。

この条約改定にディットは前向きであった。ビルマとマレー半島を植民地化し始めていたイギリスとの対立を避けるためであろう。しかし三世王は、重大事であるため熟考を要するとして、条約改定の是非について高官たちに諮問し、協議の結果を報告するように命じた。その後ブルックは条約の草案を提出してきた。彼によれば、ディットはその条約草案の各条項に賛意

間もない三世王が、王族の権力基盤を摩耗させるために、多数の王族を戦場に投入したのではあるまいか。続くベトナムとの戦いでは、1名しか王族の参加が確認できない [PRPR3: 103] ことから、三世王の試みが成功した可能性をなしとしない。

そのほかにも三世王は1832年に副王が死去すると、以後副王を任命しなかった [PRPR3: 48]。37年には地方の支配者が王族に人民を献上してその下僕とするのを禁止した [PRPR3: 70-71]。また、王族にしかない正妃を生涯立てなかった。死の床にあっても三世王は、後事を託せる王族が見当たらない、モンクット (のちの四世王) とプラピンクラオ副王はまだですが、前者はモン仏教に入れ込んでいるのが問題であり、後者は怠惰で楽に流れる、と酷評した [PRPR3: 151-152]。このように、三世王が王族を信頼していなかったことを伝えるエピソードは事欠かない。

¹³³ タットについては註120参照。

¹³⁴ 以下について、やや詳しくは川口 [2013: 34-38] を参照されたい。そのほか Vella [1957: 134-140]、Terwiel [2011: 141-143]。

を示したという [จดหมายเหตุเรื่องขอชมสบรุก ... 1923: 79]。ところが、ディットを主座として高官たち¹³⁵が草案を検討した結果、新たに条約を締結する必要はないという結論に至った。協議の結果は三世王に上奏され、勅裁を得てからブルックに通達された。

このように、ディットは大蔵・港務大臣であったとはいえ、条約の改定のような重大事となれば、それを専断できたわけではなかった。ブルックに最終的に改定の拒絶を伝えた書簡の宛名書きが、「大臣 [たち] が揃ってサー・ジェームス・ブルックに宛てる」とある [จดหมายเหตุเรื่องขอชมสบรุก ... 1923: 79] のは示唆的である。国家の最重要事項は、王朝政府の高官たちが協議して合意を形成し、それを三世王の決裁を経てから執行すべきものであった。ディットといえども、あくまでそのなかの1人であったのである。これでは摂政、すなわち王に代わって政務を執るものと言うにはまだ遠い。

四世王時代前半、チュアンもまた西洋諸国との主要な交渉に必ず関与し、西洋諸国から宰相と目されていた。一方で四世王は国政に直接参与するのに意欲的であり [川口2010]、当初その王とチュアンとの仲は良くなかったとも指摘されている [Terwiel 2011: 159]。先代からの重臣である黄道も健在であった。そのようななかであって、チュアンはあくまで大臣の1人として国政の一翼を担うに留まっていたようだ。

それをよく象徴しているのが、1860年の上奏文である¹³⁶。この上奏文はベトナム南部を植民地化したフランスがいずれカンボジアをも領有する可能性を指摘し、それを防ぐためにカンボジア王アン・ドゥオンとベトナムとの関係悪化を歓迎しつつ、彼の歓心を買うべきことを提案したものであった。その差出人はウォンサーティラートサニット親王、チャオプラヤー・ニコーンボーディン、チャオプラヤー・シースリヤウォン、チャオプラヤー・ラウイウォン (カム) である¹³⁷。チュアンはあくまで4人のなかの1人であった。この文書は、ブルックのときに高官たちが協議してその結果を上奏したときのものと似た機能を持つ。そしてディットとチュアンの立場も同様であった。ではチュアンはいかにしてもう一段の跳躍を果たしたのか。

先の上奏文は連名であった。しかし翌1861年以降、カンボジアに関する上奏文を四世王に提出するのはもっぱらチュアンになっていった。彼は兵部大臣でありながら、カンボジアや関係地方から民部省に送られた文書に目を通し、それらを要約し、ときには意見を付して上奏文

¹³⁵ ディットを除いた11名の官僚は以下の通り。プラヤー・シーピバット (タット)、プラヤー・ラーチャスパワディー (黄道)、モン人部隊長チャオプラヤー・マハーヨーター (トリア)、小姓チャムーン・ワイウウォーラナート (チュアン・ブンナーク)、大蔵・港務省奏聞担当次官プラヤー・ピバットコーサー (ブンシー)、大蔵・港務省右部港務局長プラヤー・チュラーラーチャモンتری (ナム)、大蔵・港務省左部港務局長プラヤー・チョードウックラーチャセーティ (ブンマー)、チャムーン・ティッパセーナー (ルアン)、左部警察副局長チャムーン・ラーチャーマート (カム・ブンナーク)、小姓ナーイ・チャーレー (メーン)、プラヤー・サワディワリー (ナム) [จดหมายเหตุเรื่องขอชมสบรุก ... 1923: 63-64]。

¹³⁶ 以下について、詳しくは川口 [2006: 66-73; 2013: 46-56] を参照されたい。またカンボジアを巡るシヤムとフランスの軋轢については飯島 [2015: 158-167] が幅広い視野から論じており、必見である。

¹³⁷ NL. CMH. R. IV. C.S. 1223, no. 73. 冒頭の差出人の名のみ4名それぞれの直筆である。

を作成、四世王に提出していた。

1863年8月にカンボジア王ノロドムがフランスと条約を結び、カンボジアがその保護国となったことで、カンボジアを巡るシャムとフランスのあいだの緊張はピークに達する。

そのようななか、1863年に79歳となっていた黄道が病死した。その死を民部省が連絡を担当する朝貢国に通知する文書を決裁したのはチュアンであった [NL. CMH. R. IV. C.S. 1225, no. 44]。そのころにはチュアンは民部大臣の持つ決裁権の一部を代行していたのである。後任の民部大臣はチャオプラヤー・プータラーパイ (ヌット) (一覽37) であったが、それまで首都大臣であった彼はカンボジア問題には疎遠であった。そのため、引き続きチュアンはヌットとともに当該案件に対処しなければならなかった。他方で、チュアンとともに対外交渉に尽力してきた大蔵・港務大臣のカムが病を得て1865年にその職を辞した。2大臣の退場によって、チュアンの政治的地位が相対的に上がったに違いない。

シャム政府はフランスと条約締結のために交渉に入った。1864年10月、これについて四世王はチュアンに宸筆 (พระราชหัตถ์เลข) を送って言う。

[在バンコク・フランス] 領事オーバレが [カンボジア王族] シーソワットについて言ってきたこと、およびクメール国との条約のことについて、私はシースリヤウォン卿が書状を出して [ノロドムに] 通知すべきだと考える。と言うのも領事オーバレはシースリヤウォン卿と話し合い、私のところには話しに来ないからだ。……長い書簡や宸筆の草案については、私は [シースリヤウォンに] 送って確認させよう。私がくどくど書いて、もしいずれかの文言に問題があり、不適切であったならば、修正してもらいたい [NL. CMH. R. IV. C.S. 1226, no. 68]。

かくて四世王はチュアンにフランスとの条約交渉を担当させるとともに、ノロドム王への連絡をも彼に委ねた。後者は本来民部大臣の役割である。それだけではなく、王は当該案件についてノロドムなどに送る宸筆をもチュアンに確認・修正を求めようと言う。このことは見逃せない。本来宸筆とは、中央の官僚を介さずに直接臣下に通知するという機能を王権に付与するために、四世王が導入した文書形式である [川口2010: 58-63]。それを一部とはいえチュアンに確認・修正させるということは、王権の新たな機能を部分的ながら彼に担わせることにほかならない。

チュアンは兵部大臣として南部の地方行政を統括してだけでなく、外交折衝を担い、さらに民部大臣の職掌を部分的に代行し、甚だしきは王権の持つ機能の一部をも代行するに至った。先の宸筆の時点で、彼は事実上の摂政となったと言ってもよいかもしれない。1868年に五世王が即位したとき、彼を摂政に任じたのは、実に名を与えたものと評価できよう。

チュアンがその政治的地位を上昇させるなかで、民部省における文書処理に深く関与して

いったことは示唆的である。これは父と異なるところであった。チュアンはもっとも成功した有力家系の出であっただけでなく、三世王時代から台頭し始めた、民部省を中心とする実務官僚としての性格をも具備することになった。いささか図式的に言うならば、その2つの潮流を兼ね備えた唯一の人物であったがゆえに、摂政という特殊なポストへ至り得た、ということになるうか。

おわりに

本稿での議論をまとめておこう。

一世王時代に主に大臣を務めたのは、建国までに軍功を挙げた功臣であった。彼らのなかでブンナークはそれほど序列が高いわけではなかったが、一世王の正妃の妹ヌアンを妻としていたためであろう、1785年には首都大臣に昇任した。ただし、兵部大臣に登り詰めたのは死の直前、1805/6年であったと考えられる。先行研究の言う彼の出世の速さは修正されねばならない。

一方で大臣の官歴に着目すると、一世王期には大蔵・港務省を経て大臣に就任するものが相対的に多かった。これは同政権が交易によって多くの利を得ていたことと無関係ではあるまい。

ブンナーク家がさらなる躍進を遂げ、この部局の長となるのが二世王期である。二世王は母方の親族であるバーンチャーン家とそれに連なるブンナーク家、そして即位以前からの腹心を露骨に重用した。なかでもサンやディットは、小姓局長からいきなり大臣に就任するという特異な出世コースを辿り、ともに大蔵・港務大臣を務めた。20世紀初頭、ブンナークとヌアンの後裔は、その姓をブンナーク＝ヌアンとすることを六世王に願ひ出ている [小泉2006(2001): 98-99] が、なるほどヌアンあつての権勢であった。

このディットを始めとして、二世王時代から一世王時代の大臣の子孫が大臣職に就くようになる。ただしその子孫から大臣を出したのは、ブンナーク家を除けば建国当初の序列においてトップクラスの功臣のみであった。建国功臣の序列が後世にも影響を与えていたことがわかる。

そのような功臣の子孫にあつて、もっとも成功したのがブンナーク家であった。ディットは大蔵・港務大臣に加えて、1830年に兵部大臣に就任する。以後、この両役職はブンナーク家が1880年代までほぼ独占することになる。さらに小姓局長から即大臣へと就任するルートは、ブンナーク家とバーンチャーン家のものたちに限られていた。

しかし、家系関係だけではその出世が理解できない大臣たちもいた。三世王時代から1892年において、出世コースが大蔵・港務省から民部省に移り、後者は大臣7名を輩出している。同省はブンナーク家とは基本的に関係がない。また7名のうち6名は、一世王時代に大臣と

なった有力な功臣の子孫ではない。

その背景として考えられるのが、行財政の変容であった。三世王時代、タイ東北部とカンボジア西部へと民部省の管轄域が拡大し、その在地権力に物納税スワイの納入が課された。同時に中部と北部の南方地域における徴税請負制が強化されていった。その地域の大部分も民部省の管下にあった。請負制による税収は、1830年代にピークを迎えて以後減少していった交易収入を補填したものと考えられている。

支配の拡大と強化は、必然的に行政文書の量を増やした。黄道を始めとして、大臣へと登った民部省官僚は皆そのような文書に関わる実務官僚であった。三世王は有力家系に属さず、しかし行政実務に習熟した彼らのなかから、特に自らに親しいものを抜擢し、もって王権を支えさせたものと推測される。実務官僚の出世は四世王時代から五世王時代前半にも見いだせる。また兵部省からも同様の官歴を経て大臣に登るものが現れた。

このような潮流を考慮したとき、チャオプラヤー・シースリヤウォン（チュアン）の政治的地位に新たな側面を見出すことができる。三世王時代末期、彼の父ディットは確かに他に比肩するものがない有力者であったが、だからと言って国政の最重要事項を専断できたわけではなかった。あくまで高官たちがそれについて協議し、得られた合意が国王の決裁を経てから執行されたのである。

それに対してチュアンは、1861年頃から、カンボジア問題に関する行政文書を処理し、四世王に上奏文によって意見具申するのを一手に引き受けるようになる。そのなかで民部省の実務に関与するようになったのは、それまでのブンナーク家にはなかったことであった。同問題が紛糾して、ついにフランスとの条約を締結せざるを得なくなった1864年、四世王は条約交渉だけでなく、カンボジア王宛の命令文書の発給と、王自身を差出人とする宸筆のチェックと修正をも彼に委任した。最有力家系の長であった彼は、兵部大臣であっただけでなく、重要になっていた民部省の実務をも部分的に掌握し、ついには王権の一部機能をも代行する、事実上の摂政へと登り詰めたのであった。

最後に、このような国内、あるいは王都における政治史と、国際環境との関係について触れておきたい。本稿冒頭でも触れたように、ブンナーク家ばかりが目目されてきたのは、その権勢のほかに、西洋列強への対応という視点から19世紀のシャムを見ようとしてきたためである。しかしそこから三世王時代における民部省の台頭を十分に説明することはできない。その管轄域を拡大させた外的要因を挙げるならば、ヴィエンチャン王国との戦いと、カンボジア王国を巡る阮朝ベトナムとの戦いであろう。

とりわけ阮朝は、成立当初は国際的、港市的、武人的な性格を持ち、中央集権化も完全ではなかったが、やがて重農的、文人的な方向に傾斜していき、明命帝（1820-41年）のもと、集権化を完成させ、カンボジアをもベトナム化しようとした [Woodside 1971: 96-107, 246-61; 嶋尾2001a; 2001b]。三世王時代のシャムは、西に近代西洋たるイギリスを迎えただけでなく、

東に「小中華」阮朝という、これまた異質な脅威に対抗しなければならなかった。シャムの変化が阮朝のそれとやや似るのは、「小中華」に対応しなければならなかった結果として考えることもあるいは可能かもしれない。

未公刊史料

NL: National Library of Thailand. タイ国立図書館

CMH. R. I-IV.: จดหมายเหตุ รัชกาลที่ ๑-๔. 一世王期 - 四世王期行政文書

C.S.: จุลศักราช. 小暦

以上の略号に続けて文書番号を記す。

公刊史料・参考文献

กฎหมายตราสามดวง, ๕ เล่ม. 1994. กรุงเทพฯ: องค์การค้ำของคุรุสภา. (KTSD と略記)

ก. ศ. ร. กุหลาบ กลุณยานนท์. 1939 (1918). *ประวัติย่อตามลำดับตำแหน่งยศ อรรคมหาเสนาบดี และ เสนาบดีจตุสดมภ์ หรือ อธิบดี และ ผู้รั้งตำแหน่งเสนาบดีกรม หรือ กระทรวง 6 แห่ง กรุงรัตนโกสินทร์ในระหว่าง 138 ปีมี 113 ตำแหน่ง*. พระนคร: โรงพิมพ์จินหว่า. (PY と略記)

จดหมายเหตุ รัชกาลที่ ๒ จ.ศ. ๑๑๗๑-๑๑๗๓. 1970. กรุงเทพฯ: มูลนิธิพระบรมราชานุสรณ์ พระบาทสมเด็จพระพุทธเลิศหล้านภาลัยในพระบรมราชูปถัมภ์.

จดหมายเหตุ รัชกาลที่ ๓, ๕ เล่ม. 1987. กรุงเทพฯ: หอสมุดแห่งชาติ. (CMHR3 と略記)

จดหมายเหตุเรื่องเซอร์เชนสบรุก เข้ามาทำสัญญาในรัชกาลที่ 3 เมื่อปีจอ พ.ศ. 2393. 1923. กรุงเทพฯ: โรงพิมพ์โสภณพิพรรฒธนากร.

จุฬิศพงศ์ จุฬารัตน์. 2007. *ขุนนางกรมท่าขวา: การศึกษาบทบาทและหน้าที่ในสมัยอยุธยาถึงสมัยรัตนโกสินทร์ พ.ศ. 2153-2435*. กรุงเทพฯ: จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย.

ชมรมสายสกุลบุญนาค. 1999a. *สกุลบุญนาค*. กรุงเทพฯ: ไทยวัฒนาพานิช.

ชมรมสายสกุลบุญนาค. 1999b. *สาแหรกสกุลบุญนาค*. กรุงเทพฯ: ไทยวัฒนาพานิช.

ศรี อมาตยกุล. 1964. *ประวัติบรรพบุรุษ และสกุลวงศ์ อมาตยกุล*. กรุงเทพฯ: โรงพิมพ์รุ่งเรืองรัตน์.

ทิพากรวงศ์, เจ้าพระยา. 1996. *พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ ๑ ฉบับเจ้าพระยาทิพากรวงศ์ ฉบับตัวเขียน*. กรุงเทพฯ: สำนักพิมพ์อมรินทร์วิชาการ. (PRPR1 と略記)

ทิพากรวงศ์, เจ้าพระยา. 2004 (1995). *พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ ๓*. กรุงเทพฯ: กรมศิลปากร. (PRPR3 と略記)

ทิพากรวงศ์, เจ้าพระยา. 2005. *พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ ๒ ฉบับเจ้าพระยาทิพากรวงศ์ ฉบับตัวเขียน*. กรุงเทพฯ: สำนักพิมพ์อมรินทร์วิชาการ. (PRPR2 と略記)

ทิพากรวงศ์, เจ้าพระยา. 2005. *พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ ๔*. กรุงเทพฯ: บริษัทอมรินทร์พริ้นติ้งแอนด์พับลิชชิ่ง จำกัด (มหาชน). (PRPR4 と略記)

นรินทร์เทวี, กรมหลวง. 2003. *จดหมายเหตุทรงจำของพระเจ้าไปเิกาเธอกรมหลวงนรินทร์เทวี (เจ้าครอกวัดโท)*. กรุงเทพฯ: สำนักพิมพ์ตามฉบับ.

นิธิ เอียวศรีวงศ์. 1984 (1982). "วัฒนธรรมกระฎุมพีกับวรรณกรรมรัตนโกสินทร์." *ปากไม่และใบเรือ: รวมความเรียงว่าด้วยวรรณกรรม และประวัติศาสตร์รัตนโกสินทร์*. กรุงเทพฯ: อมรินทร์การพิมพ์, หน้า 19-291.

นิธิ เอียวศรีวงศ์. 2004 (1986). *การเมืองไทยสมัยพระเจ้ากรุงธนบุรี*. กรุงเทพฯ: มติชน.

บรรเจ็ด อินทุจันทร์ชง. 1996. *ราชสกุลพระบรมราชวงศ์จักรี*. กรุงเทพฯ: องค์การค้ำของคุรุสภา. (RSRWC と略記)

บุญรอด แก้วกันหา 1975. "การเก็บสำเนาในสมัยรัตนโกสินทร์ตอนต้น (พ.ศ. 2325-2411)." *วิทยานิพนธ์, จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย*.

- ประชุมจารึกวัดพระเชตุพน. 2001. กรุงเทพฯ: คณะสงฆ์วัดพระเชตุพน.
- ประชุมหมายเหตุรับสั่ง, ภาค ๑-๕. 1980-2005. กรุงเทพฯ: คณะกรรมการพิจารณาและจัดพิมพ์เอกสารทางประวัติศาสตร์; คณะกรรมการอำนวยความสะดวกงานเฉลิมพระเกียรติ พระบาทสมเด็จพระจอมเกล้าเจ้าอยู่หัว.
- ปิยนาก นูนนาค. 1977. บทบาททางการเมืองการปกครองของเสนาบดีตระกูล “ขุนนาค”. กรุงเทพฯ: ดวงกมล.
- เรื่องทรงตั้งเจ้าประเทศราช กรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ ๑. 1971. กรุงเทพฯ: คณะกรรมการจัดพิมพ์เอกสารทางประวัติศาสตร์ สำนักนายกรัฐมนตรี.
- ลำดับราชินิกุลบางช้าง. 1958 (1928). พระนคร.
- สกุลกัลยาณมิตร. 1993. กรุงเทพฯ: โรงพิมพ์ส่วนท้องถิ่น กรมการปกครอง.
- สมมตอมรพันธ์, พระเจ้าบรมวงศ์เธอกรมพระ, ดำรงราชานุภาพ, สมเด็จพระเจ้าบรมวงศ์เธอกรมพระยา. 2003 (1918). *เรื่องตั้งเจ้าพระยาในกรุงรัตนโกสินทร์*. กรุงเทพฯ: กรมศิลปากร. (RTCP & 略記)
- สังจาภิรมย์ อุคมราชกิติ (สำรวจ ศรีเพ็ญ), พระยา. 1955. *เล่าให้ลูกฟัง*. กรุงเทพฯ.
- สัมพันธ์ภาพไทย-จีน. 1978. กรุงเทพฯ: กรมศิลปากร.
- สารบัญชี่ ส่วนที่ ๑ คือตำแหน่งราชการ จ.ศ. ๑๒๔๕. เล่มที่ ๑. 1998 (1883). กรุงเทพฯ: บริษัท เซนต์เอดเวิร์ดส์ (สยาม) จำกัด.
- Moñ Moñ Tiñ, Ü.: 2004. *Kun:bhoñ chak mahārajawantōkrī*, vol. 2. Rankun: Rāpraññ.cāuptuik.
- Akin Rabibhadana. 1969. *The Organization of Thai Society in the Early Bangkok Period, 1782-1873*. Ithaca, N.Y.: Southeast Asia Program, Dept. of Asian Studies, Cornell University.
- Brown, Ian. 1992. *The Creation of the Modern Ministry of Finance in Siam, 1885-1910*. London: Macmillan.
- Gesick, Lorraine Marie. 1976. “Kingship and Political Integration in Traditional Siam, 1767-1824.” Ph.D. Thesis. Cornell University.
- Hong Lysa. 1984. *Thailand in the Nineteenth Century: Evolution of the Economy and Society*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Ishii Yoneo, Akagi Osamu, Tanabe Shigeharu (eds.). 1974. *An Index of Officials in Traditional Thai Governments: Volume 1, Part 1. The Law of Civil Hierachy and the Law of Military & Provincial Hierachies*. Kyoto: Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University.
- Koizumi, Junko. 1992. “The Commutation of Suai from Northeast Siam in the Middle of the Nineteenth Century.” *Journal of Southeast Asian Studies*, vol. 23, no. 2, pp. 276-307.
- Phraison Salarak, Luang. 1919. “Intercourse between Burma and Siam as Recorded in Hmannan Yazawindawgyi.” *The Journal of the Siam Society*, vol. 13(1), pp. 1-80.
- Puangthong Rungswasdisab. 2004. “Siam and the Contest for Control of the Trans-Mekong Trading Networks from the Late Eighteenth to the Mid-Nineteenth Centuries.” In Nola Cooke and Li Tana (eds.), *Water Frontier: Commerce and the Chinese in the Lower Mekong Region, 1750-1880*. Lanham: Rowman & Littlefield, Inc. Singapore: Singapore University Press, pp. 101-118.
- Reid, Anthony. 1997. “A New Phase of Commercial Expansion in Southeast Asia, 1760-1850.” In Anthony Reid (ed.) *The Last Stand of Asian Autonomies: Response to Modernity in the Diverse States of Southeast Asia and Koria, 1750-1900*. London: Macmillan Press, pp. 57-82.
- Sarasin Viraphol. 1977. *Tribute and Profit: Sino-Siamese Trade, 1652-1853*. Cambridge: Harvard University Press.
- Terwiel, B. J. 1989. *Through Travellers' Eyes: An Approach to Early Nineteenth-century Thai History*. Bangkok: Editions Duang Kamol.
- Terwiel, B. J. 2011. *Thailand's Political History: From the 13th Century to Recent Times*. Bangkok: River Books.
- Vella, Walter F. 1957. *Siam under Rama III, 1824-1851*. New York: J.J. Augustin.
- Wales, H. G. Quaritch. 1934. *Ancient Siamese Government and Administration*. London: Bernard Quaritch.
- Wilson, Constance. 1970. “State and Society in the Reign of Mongkut, 1851-1868: Thailand on the Eve of Modernization.” Ph.D. Thesis, Cornell University.
- Wilson, Constance M. 1993. “Revenue Farming, Economic Development and Government Policy during the Early Bangkok Period, 1830-92.” In John Butcher and Howard Dick (eds.), *The Rise and Fall of Revenue*

- Farming: Business Elites and the Emergence of the Modern State in Southeast Asia*, New York: St. Martin's Press, pp. 142-165.
- Wilson, Constance M. 1994. "Socio-Cultural Change and National Integration in Nineteenth Century Thailand (Siam)." Paper Presented in the 13th Conference International Association of Historians of Asia, Sophia University, Tokyo.
- Wilson, Constance M. 2005. "King Mongkut (r. 1851-1868) and the Creation of a Modern Thai State." Paper Presented in the 9th International Conference on Thai Studies, Northern Illinois University.
- Woodside, Alexander Barton. 1971. *Vietnam and the Chinese Model: A Comparative Study of Nguyễn and Ch'ing Civil Government in the First Half of the Nineteenth Century*. Cambridge: Harvard University Press.
- Wyatt, David K. 1969. *The Politics of Reform in Thailand: Education in the Reign of King Chulalongkorn*. New Haven: Yale University Press.
- Wyatt, David K. 1994(1968). "Family Politics in Nineteenth Century Thailand." In David K. Wyatt, *Studies in Thai Studies*. Chiang Mai: Silkworm Books, pp. 106-130.
- 飯島明子 2015 「解説 王様の国の内と外——九世紀中葉のシャムをめぐる「世界」」石井米雄『もうひとつの「王様と私」』めこん、91-192頁。
- 石井米雄 1999(1992) 「プラクラン考—「港市国家」の中核組織についての考察—」『タイ近世史研究序説』95-115頁。
- 川口洋史 2006 「ラタナコーシン朝前期における文書処理システム—クロム・マハータイ（民部省）を事例として—」『史林』89巻6号、63-104頁。
- 川口洋史 2010 「ラタナコーシン朝四世王モンクット時代シャムにおける文書処理システムと王権—カンボジア関係文書を主な史料として—」『名古屋大学東洋史研究報告』第34号、49-80頁。
- 川口洋史 2013 『文書史料が語る近世末期タイ—ラタナコーシン朝前期の行政文書と政治—』風響社。
- 川口洋史 2015a 「『小暦1144年（1782）における王族および官僚の叙任に関する協議書写し』テキストと訳註—ラタナコーシン朝ラーマー一世王政権についての一史料—」『名古屋大学文学部研究論集（史学）』61号、1-34頁。
- 川口洋史 2015b 「アユタヤ時代後期からラタナコーシン朝ラーマー一世王時代における地方管轄部局について」『名古屋外国語大学現代国際学部紀要』第11号、105-134頁。
- 黒田景子 1985 「華僑地方国ソクラーの成立」『南方文化』12、71-92頁。
- 黒田景子 1999 「ナコンシータマラートの拡大政策—1811-1839年—」『東洋学報』第80巻第4号、01-029頁。
- 小泉順子 2006(2001) 「もう一つの「ファミリー・ポリティクス」」同『歴史叙述とナショナリズム タイ近代史批判序説』東京大学出版会、77-99頁。
- 小泉順子 2006(2002) 「系譜の編纂と近代—バーンチャーン系譜再編の事例から—」同『歴史叙述とナショナリズム タイ近代史批判序説』東京大学出版会、101-125頁。
- 嶋尾稔 2001a 「タイソン朝の成立」桜井由躬雄編著『岩波講座東南アジア史4巻 東南アジア近世国家群の展開』岩波書店、287-312頁。
- 嶋尾稔 2001b 「阮朝—「南北一家」の形成と相克—」斎藤照子編著『岩波講座東南アジア史5巻 東南アジア世界の再編』岩波書店、25-48頁。
- 玉田芳史 1996 「チャクラー改革と王権強化：閣僚の変遷を手がかりとして」同編『チャクラー改革とタイの近代国家形成』重点領域研究「総合的地域研究」成果報告書シリーズ：No. 11、34-111頁。
- 玉田芳史 2001 「タイの近代国家形成」『岩波講座東南アジア史5 東南アジア世界の再編』岩波書店、213-235頁。

キーワード：ラタナコーシン朝前期シャム、政治史、大臣の官歴、門閥政治、ブンナーク家

AbstractOn the Transition of Political Ministers in the Early Rattanakosin Period (1782-1873),
with Special Reference to Their Official Careers

Hiroshi Kawaguchi

Wyatt (1994[1968]) examines how the Bunnag family rose to power by marrying into royal and other noble families as a feature of political history in early Rattanakosin Siam (1782-1873). However, this family politics theory does not account for ministers whose family background is uncertain. Therefore, this paper aims to reconsider political history in the early Rattanakosin period by analyzing not only family information but also the official careers of the ministers. The first half of this paper provides information regarding the official careers of 58 ministers from six different ministries from 1782 to 1892, based on historical sources.

During the reign of King Rama I (1782-1809), most ministers were retainers who rose to prominence based on their military merits when the dynasty was established. Bunnag was one of these retainers; however, it is necessary to modify the previous characterization of his career as a swift rise to power. According to Wyatt, the peak of Bunnag's success was his appointment as the minister of the Kalāhōm, known as the Caophrayā Akkhamahāsēnā, in 1787. In fact, this did not occur until 1805 or 1806. Despite an affinity with Rama I, it was difficult for Bunnag to overtake the other officers, who had more successfully established themselves at the beginning of the dynasty, in the race to be promoted.

Regarding official careers, four officials who secured posts in the Phrakhlāng ministry were appointed as ministers under the reign of Rama I. The power of this ministry was derived from its involvement with royal overseas trade, which was of great financial importance.

King Rama II (reigned 1809-1824) provided ministerial posts to members of the Bāngchāng and Bunnag families, his relatives on his mother's side, and to certain servants who had served him faithfully before his accession. Dit, son of Bunnag, who was a cousin and close confidant of Rama II, was appointed the minister of the Phrakhlāng under the title Caophrayā Phrakhlāng. From 1830, Dit also concurrently served as the minister of the Kalāhōm. As Wyatt writes, although other families produced ministers, the Bunnag family was the most successful at doing so.

However, the Bunnag family was unable to enter the Mahātthai ministry, whose officials, from the reign of Rama III (1824-1851) to the early years of the reign of Rama V (1868-1910), were largely the ministers of the six different ministries. In this period, seven officials had been appointed regular posts in the Mahātthai before they were promoted as ministers, while each of the Kalāhōm and Phrakhlāng ministries produced only three such officials. This situation cannot be explained by Wyatt's family politics theory.

During the reign of Rama III, the Mahātthai ministry extended its jurisdiction and imposed more taxes. While the overseas trade begun to decrease in importance, the significance of domestic revenue gradually increased, leading to an increase in the number of documents. Consequently, the officials in the Mahātthai ministry who dealt with these documents likewise became more important. All of the seven ministers were practical officers within the Mahātthai. Additionally, like Caophrayā Nikhōnbōdin (Tō), six of the seven ministers did not belong to prominent families. Instead, it appears that Rama III promoted efficient and practical individuals to ministerial offices to secure their support.

The son of Dit, Caophrayā Si Suriyawong (Chuang) was the minister of the Kalāhōm in the reign of Rama IV (1851-1868). However, he also influenced documental affairs within the Mahātthai ministry as well as diplomacy involving the Western states, especially later in Rama IV's reign. Chuang not only belonged to the most powerful family, but was also a practical officer. Rama IV had tried actively to influence politics; yet, he also empowered Chuang to negotiate with France regarding Cambodian affairs. Chuang's appointment as regent for

the young Rama V in 1869 may have been due to his high position in the later years of the reign of Rama IV.

Keywords: Early Rattanakosin Siam, political history, official careers of the ministers, family politics, Bunnag family